



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次（*については県例規集掲載事項）

（取扱課室名） ページ

○ 条例

- *67 知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例 (人事課)..... 3
- *68 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (〃)..... 4
- *69 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 (〃)..... 23
- *70 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (〃)..... 24
- *71 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (〃)..... 26
- *72 和歌山県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例 (行政企画課)..... 27
- *73 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (教育委員会)..... 28
- *74 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (〃)..... 38
- *75 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部)..... 50
- *76 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (財政課)..... 55

公布された条例のあらまし

◇ 知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例

1 条例概要

知事及び副知事の給与について、期末手当の支給割合を改めました。（第 3 条関係）

2 施行期日

公布の日から施行し、この条例による改正後の知事及び副知事の給与その他の給付条例の規定は、令和 6 年 1 2 月 1 日から適用します。

◇ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、職員の給与について次のとおり改定しました。

（1）医師等に係る初任給調整手当の上限額を引き上げました。（第 2 0 条関係）

（2）期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げました。（第 2 3 条及び第 2 4 条関係）

（3）給料表の給料月額について、若年層に特に重点を置いて引き上げました。（別表第 1 ～別表第 3 関係）

2 施行期日

公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、1 の（1）及び（3）の改正に係る規定は令和 6 年 4 月 1 日から、1 の（2）の改正に係る規定は同年 1 2 月 1 日から適用します。

◇ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、一般職の任期付研究員の給与について次のとおり改定しました。

（1）第 1 号任期付研究員及び第 2 号任期付研究員の給料表の給料月額を引き上げました。（第 5 条関係）

（2）第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の期末手当の支給割合を引き上げました。（第6条関係）

2 施行期日

公布の日から施行し、この条例による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定は、1の（1）の改正に係る規定は令和6年4月1日から、1の（2）の改正に係る規定は同年12月1日から適用します。

◇ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、一般職の任期付職員の給与について次のとおり改定しました。

（1）特定任期付職員の給料表の給料月額を引き上げました。（第7条関係）

（2）特定任期付職員の期末手当の支給割合を引き上げました。（第9条関係）

2 施行期日

公布の日から施行し、この条例による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定は、1の（1）の改正に係る規定は令和6年4月1日から、1の（2）の改正に係る規定は同年12月1日から適用します。

◇ 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

会計年度任用職員の給与について、次のとおり改定しました。

（1）期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げました。（第7条及び第7条の2関係）

（2）基準月額に係る基礎額及び上限額を引き上げました。（別表関係）

2 施行期日

公布の日から施行し、この条例による改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、1の（2）の改正に係る規定は令和6年4月1日から、1の（1）の改正に係る規定は同年12月1日から適用します。

◇ 和歌山県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

情報通信技術の活用による行政手続に係る関係者の利便性の向上等を図るため、申請等に係る使用料であって当該申請等に関する他の条例等の規定において納付の方法が規定されているものについて、情報通信技術を利用する方法により納付することができることとするともに、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正に伴う所要の改正を行いました。（第3条及び第7条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、教育職員の給与について次のとおり改定しました。

（1）期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げました。（第19条及び第20条関係）

（2）給料表の給料月額について、若年層に特に重点を置いて引き上げました。（別表第2及び別表第3関係）

2 施行期日

公布の日から施行し、この条例による改正後の教育職員の給与に関する条例の規定は、1の

（２）の改正に係る規定は令和 6 年 4 月 1 日から、１の（１）の改正に係る規定は同年 1 2 月 1 日から適用します。

◇ 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

１ 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、市町村立学校職員の給与について、給料表の給料月額を若年層に特に重点を置いて引き上げました。（別表第 1 ～別表第 3 関係）

２ 施行期日

公布の日から施行し、この条例による改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用します。

◇ 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

１ 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、警察官の給与について次のとおり改定しました。

（１）期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げました。（第 2 1 条及び第 2 2 条関係）

（２）給料表の給料月額について、若年層に特に重点を置いて引き上げました。（別表第 2 関係）

２ 施行期日

公布の日から施行し、この条例による改正後の警察職員の給与に関する条例の規定は、１の（２）の改正に係る規定は令和 6 年 4 月 1 日から、１の（１）の改正に係る規定は同年 1 2 月 1 日から適用します。

◇ 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

１ 条例概要

主な内容は、次のとおりです。

（１）旅券法施行令の一部改正に伴い、電子情報処理組織を使用する方法により申請をする場合における一般旅券の発給に係る手数料の額を定めることとしました。（別表第 2 第 8 項関係）

（２）道路交通法施行令の一部改正等に伴う運転免許関係事務等に係る手数料の額の改定等を行うこととしました。（別表第 2 第 3 4 項関係）

（３）大麻草の栽培の規制に関する法律の一部改正に伴う同法第 5 条第 1 項の免許の申請に対する審査の手数料の額の改定を行うこととしました。（別表第 3 第 4 項関係）

（４）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の一部改正に伴う住宅に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査に係る手数料の額の設定等を行うこととしました。（別表第 3 第 1 3 項関係）

（５）道路交通法の一部改正等に伴う手数料の額の設定等を行うこととしました。（別表第 3 第 1 5 項関係）

２ 施行期日

令和 7 年 3 月 2 4 日から施行します。ただし、次の改正規定は、それぞれに定める日から施行します。

（１）別表第 3 第 4 項第 1 号の改正規定 令和 7 年 3 月 1 日

（２）別表第 3 第 1 3 項第 8 号、第 8 号の 7、第 1 2 号及び第 1 5 号の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日

条 例

知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令 和 6 年 1 2 月 2 6 日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県条例第67号

知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例

知事及び副知事の給与その他の給付条例（昭和22年和歌山県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第3条 略 2 前項の旅費の支給及び地域手当その他の給与については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については、 <u>100分の17.5</u> とする。	第3条 略 2 前項の旅費の支給及び地域手当その他の給与については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については、 <u>100分の17.0</u> とする。

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の知事及び副知事の給与その他の給付条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の知事及び副知事の給与その他の給付条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県条例第68号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（初任給調整手当） 第20条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から13年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過することにより人事委員会規則で定めるところによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 (1) 行政職給料表又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充	（初任給調整手当） 第20条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から13年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過することにより人事委員会規則で定めるところによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 (1) 行政職給料表又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充

が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額41万6,600円

(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額5万1,600円

(3)・(4) 略

2・3 略

（期末手当）

第23条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の127.5を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条第2項第1号及び第2号において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の107.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。

4～6 略

（勤勉手当）

第24条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25（特定幹部職員にあっては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

3～5 略

が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額41万5,600円

(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額5万1,100円

(3)・(4) 略

2・3 略

（期末手当）

第23条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条第2項第1号及び第2号において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の102.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

4～6 略

（勤勉手当）

第24条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5（特定幹部職員にあっては、100分の122.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75（特定幹部職員にあっては、100分の58.75）を乗じて得た額の総額

3～5 略

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第8条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円	円	円	円	円

	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	465,500
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	515,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	517,100
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	518,600
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	520,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	521,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	522,300
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	523,500
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	524,700
定	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	525,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	526,600
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	527,500
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	528,400
年	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	529,200
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	530,100
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	530,800
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	531,300
前	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	532,000
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	532,600
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	533,400
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	534,000
再	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500	534,500
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000	
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400	
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700	

任	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000		
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000			
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400			
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100			
用	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600			
	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000			
	51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400			
	52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800			
短	53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200			
	54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600			
	55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000			
	56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300			
時	57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600			
	58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000			
	59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300			
	60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600			
間	61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900			
	62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800				
	63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100				
	64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400				
勤	65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600				
	66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900				
	67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200				
	68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500				
務	69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700				
	70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000				
	71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300				
	72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500				
職	73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700				
	74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000				
	75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300				
	76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500				
員	77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700				
	78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500					
	79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800					
	80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000					
以	81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200					
	82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500					
	83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800					
	84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000					
外	85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200					
	86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500					
	87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800					

の 職 員	88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000					
	89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200					
	90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500					
	91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800					
	92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000					
	93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200					
	94		299,400	347,400	386,600						
	95		299,700	347,800	387,000						
	96		300,100	348,200	387,400						
	97		300,300	348,400	387,700						
	98		300,600	348,800	388,200						
	99		301,000	349,200	388,600						
	100		301,400	349,500	389,000						
	101		301,600	349,800	389,300						
	102		301,900	350,200							
	103		302,200	350,600							
	104		302,500	351,000							
	105		302,700	351,500							
	106		303,000	351,900							
	107		303,300	352,300							
	108		303,600	352,700							
	109		303,800	353,200							
	110		304,200	353,600							
	111		304,600	353,900							
	112		304,900	354,200							
	113		305,100	354,700							
	114		305,300								
	115		305,600								
	116		306,000								
	117		306,200								
	118		306,400								
	119		306,700								
	120		307,000								
	121		307,400								
	122		307,600								
	123		307,900								
	124		308,200								
	125		308,500								
定 年 前 再 任		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

用 短 時 間 勤 務 職 員									
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第9項に規定する職員を除く。

別表第2（第8条関係）

研 究 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	183,900	233,900	311,600	355,400	399,900
	2	185,000	238,200	313,500	356,800	402,500
	3	186,200	240,900	315,400	358,200	405,100
	4	187,300	243,600	317,300	359,500	407,600
	5	188,400	246,200	319,100	360,700	409,700
	6	190,500	247,800	320,900	361,900	412,100
	7	192,600	249,300	322,700	363,100	414,500
	8	194,700	250,800	324,400	364,200	416,800
	9	196,800	252,300	326,100	365,300	419,100
	10	198,800	254,400	328,100	366,700	421,500
	11	200,800	256,500	330,100	368,000	423,900
	12	202,800	258,500	332,100	369,300	426,200
	13	204,800	260,500	333,900	370,600	428,500
	14	206,700	262,800	335,900	372,000	431,200
	15	208,600	265,100	337,800	373,400	433,900
	16	210,400	267,300	339,700	374,700	436,600
	17	212,100	269,500	341,500	376,000	439,100
	18	213,900	271,900	343,100	377,400	441,600
	19	215,700	274,300	344,700	378,800	444,100
	20	217,500	276,700	346,300	380,200	446,500
	21	219,300	279,000	347,900	381,600	448,900
	22	221,100	281,100	348,900	383,000	451,500
	23	222,800	283,200	349,900	384,400	454,100
	24	224,500	285,200	350,900	385,800	456,400
	25	226,200	287,200	352,000	387,200	458,600

定	26	228,300	289,100	353,300	388,700	460,900
	27	230,200	291,000	354,500	390,100	463,400
	28	232,100	292,900	355,700	391,500	465,800
年	29	234,000	294,800	356,900	392,900	468,300
	30	235,100	296,300	358,000	394,400	470,800
	31	236,200	297,800	359,100	395,900	473,300
	32	237,300	299,300	360,200	397,400	475,700
前	33	238,700	300,800	361,300	398,900	478,000
	34	240,200	302,300	362,300	400,500	480,400
	35	241,700	303,800	363,300	402,100	482,800
	36	243,200	305,200	364,300	403,800	485,300
再	37	244,700	306,600	365,200	405,000	487,700
	38	246,300	307,500	366,100	406,400	490,200
	39	247,900	308,400	366,900	407,800	492,600
	40	249,500	309,300	367,700	409,100	495,100
任	41	251,100	310,100	368,400	410,400	497,400
	42	252,600	310,600	369,200	411,700	499,600
	43	254,100	311,100	370,000	413,200	501,800
	44	255,600	311,600	370,800	414,700	504,000
用	45	257,100	312,100	371,600	415,900	505,600
	46	258,400	312,600	372,400	417,100	507,100
	47	259,600	313,100	373,200	418,700	508,700
	48	260,800	313,600	374,000	420,200	510,200
短	49	262,000	314,000	374,800	421,500	511,900
	50	263,100	314,500	376,100	422,900	513,300
	51	264,200	315,000	377,400	424,300	514,700
	52	265,300	315,500	378,600	425,700	516,200
時	53	266,400	315,900	379,300	427,100	517,300
	54	267,500	316,400	380,300	428,500	518,500
	55	268,500	316,800	381,100	429,900	519,700
	56	269,500	317,200	381,800	431,300	520,900
間	57	270,500	317,600	382,500	432,400	521,800
	58	271,200	318,000	383,200	433,700	522,800
	59	271,800	318,400	383,900	435,100	523,800
	60	272,400	318,800	384,600	436,400	524,800
勤	61	273,000	319,200	385,200	437,200	525,900
	62	273,600	319,800	385,900	438,000	526,800
	63	274,200	320,400	386,700	438,900	527,500
	64	274,800	321,000	387,500	439,800	528,200
務	65	275,400	321,500	388,100	440,600	529,000
	66	276,000	322,100	388,900	441,400	529,800
	67	276,600	322,700	389,600	442,000	530,600
	68	277,200	323,300	390,300	442,800	531,400

職	69	277,800	323,800	390,900	443,200	532,100
	70	278,500	324,400	391,600	443,800	532,900
	71	279,200	325,000	392,300	444,300	533,700
	72	279,900	325,600	393,000	444,800	534,500
員	73	280,500	326,100	393,700	445,300	535,200
	74	281,200	326,800	394,300		
	75	281,900	327,500	394,900		
	76	282,600	328,200	395,600		
以	77	283,200	328,900	396,300		
	78	283,900	329,600	396,800		
	79	284,600	330,300	397,400		
	80	285,200	331,000	398,000		
外	81	285,800	331,700	398,500		
	82	286,500	332,500	399,100		
	83	287,200	333,200	399,700		
	84	287,800	333,800	400,200		
の	85	288,400	334,300	400,700		
	86	289,100	334,800	401,200		
	87	289,800	335,200	401,700		
	88	290,400	335,600	402,400		
職	89	291,000	335,900	402,800		
	90	291,700	336,400			
	91	292,400	336,800			
	92	293,000	337,200			
員	93	293,600	337,500			
	94	294,300	337,900			
	95	294,900	338,300			
	96	295,500	338,700			
	97	295,800	339,200			
	98	296,400	339,700			
	99	297,000	340,200			
	100	297,500	340,700			
	101	298,000	341,200			
	102	298,400	341,700			
	103	298,800	342,200			
	104	299,200	342,700			
	105	299,600	343,100			
	106	300,100	343,500			
	107	300,600	344,000			
	108	300,900	344,400			
	109	301,100	344,900			
	110	301,500	345,300			
	111	301,800	345,700			
	112	302,000	346,100			

	113	302,300	346,600			
	114	302,600	347,000			
	115	302,900	347,400			
	116	303,200	347,800			
	117	303,500	348,300			
	118	303,800	348,700			
	119	304,000	349,100			
	120	304,300	349,500			
	121	304,600	349,900			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		221,800	263,600	288,600	331,400	390,600

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3（第8条関係）

ア 医療職給料表 (1)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700	484,400
	2	293,700	372,600	428,700	486,200
	3	296,000	375,100	430,700	488,000
	4	298,200	377,600	432,600	489,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600
	6	303,800	382,800	436,100	493,300
	7	307,300	385,500	437,700	495,000
	8	310,700	388,100	439,300	496,700
	9	314,100	390,200	440,900	498,400
	10	317,600	392,700	442,700	500,500
	11	321,000	395,200	444,500	502,600

定	12	324,400	397,700	446,300	504,700
	13	327,800	400,300	448,100	506,700
	14	331,300	403,000	449,900	508,600
	15	334,700	405,600	451,700	510,700
	16	338,100	408,100	453,500	512,700
年	17	341,500	410,500	455,100	514,600
	18	344,600	412,700	457,100	516,600
	19	347,700	414,800	459,000	518,600
	20	350,800	416,900	460,900	520,400
	21	354,000	419,000	462,300	522,200
前	22	357,100	420,500	464,100	524,000
	23	360,200	422,000	465,900	525,800
	24	363,200	423,500	467,700	527,600
	25	366,200	424,900	469,500	529,200
再	26	368,500	426,400	471,300	531,000
	27	370,800	427,900	473,100	532,800
	28	373,000	429,300	474,900	534,600
	29	374,900	430,700	476,700	536,200
任	30	376,600	432,200	478,500	538,000
	31	378,300	433,700	480,300	539,800
	32	380,100	435,100	482,100	541,500
	33	381,900	436,500	483,900	543,100
用	34	383,700	438,000	485,800	544,900
	35	385,300	439,500	487,700	546,600
	36	386,700	440,900	489,600	548,300
	37	388,100	442,300	491,500	549,800
短	38	389,600	443,700	493,200	551,400
	39	391,100	445,100	495,000	552,800
	40	392,600	446,500	496,800	554,400
	41	394,100	447,900	498,400	555,900
時	42	394,800	449,300	500,200	557,300
	43	395,400	450,700	502,000	558,700
	44	396,100	452,100	503,600	560,000
	45	397,000	453,500	505,000	561,200
間	46	397,600	454,900	506,700	562,200
	47	398,200	456,300	508,500	563,200
	48	398,800	457,700	510,200	564,200
	49	399,400	459,100	511,700	565,200
勤	50	399,900	460,800	513,000	566,100
	51	400,400	462,400	514,300	567,000
	52	400,900	464,000	515,600	567,900
	53	401,400	465,600	516,600	568,700
	54	401,800	466,800	517,900	569,600

務	55	402,200	468,000	519,200	570,500
	56	402,600	469,100	520,500	571,400
職	57	403,000	470,100	521,500	572,300
	58	403,400	471,100	522,300	573,200
	59	403,800	472,000	523,100	574,100
	60	404,200	472,800	523,900	574,800
員	61	404,600	473,500	524,800	575,700
	62	405,000	474,200	525,600	576,600
	63	405,400	474,900	526,400	577,500
	64	405,800	475,500	527,100	578,400
以	65	406,100	476,200	527,900	579,300
	66		476,900	528,700	
	67		477,500	529,400	
	68		478,100	530,300	
外	69		478,400	531,200	
	70		479,000	532,000	
	71		479,700	532,900	
	72		480,400	533,800	
の	73		480,800	534,600	
	74		481,400	535,500	
	75		482,100	536,400	
	76		482,800	537,100	
職	77		483,200	537,900	
	78		483,800	538,800	
	79		484,400	539,700	
	80		484,900	540,600	
員	81		485,400	541,400	
	82		485,900	542,300	
	83		486,400	543,200	
	84		486,900	544,100	
	85		487,300	544,900	
	86		487,800	545,800	
	87		488,200	546,700	
	88		488,700	547,600	
	89		489,200	548,400	
	90		489,800		
	91		490,400		
	92		490,800		
	93		491,300		
	94		491,900		
	95		492,500		
	96		493,000		
	97		493,500		

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	301,700	344,400	399,500	473,300

備考 この表は、医師及び病院、保健所等に勤務する歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医 療 職 給 料 表 (2)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500	341,100	379,500
	2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000	342,800	381,800
	3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500	344,500	384,100
	4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000	346,100	386,400
	5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500	347,700	388,700
	6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900	349,400	391,300
	7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300	351,000	393,900
	8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700	352,600	396,500
	9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000	354,200	398,600
	10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400	355,900	400,800
	11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800	357,600	403,000
	12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200	359,200	405,200
	13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600	360,700	407,200
	14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200	362,400	409,200
	15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700	364,000	411,200
	16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200	365,600	413,200
	17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700	367,200	415,000
	18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300	368,800	416,900
	19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800	370,400	418,800
	20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300	372,000	420,600
	21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800	373,600	422,400

定	22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400	375,600	424,000
	23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900	377,600	425,600
	24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400	379,600	427,100
年	25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900	381,000	428,600
	26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500	382,700	429,900
	27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100	384,400	431,200
	28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600	386,100	432,500
前	29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900	387,800	433,800
	30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400	389,300	435,000
	31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900	390,800	436,200
	32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400	392,300	437,300
再	33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900	393,600	438,500
	34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400	394,900	439,600
	35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900	396,200	440,800
	36	238,000	263,500	288,900	313,400	355,300	397,300	442,000
任	37	238,800	264,400	289,900	314,600	356,700	398,400	443,100
	38	239,600	265,200	291,000	315,700	358,300	399,500	443,900
	39	240,400	266,000	292,000	316,900	359,800	400,600	444,300
	40	241,200	266,800	293,000	318,100	361,300	401,700	445,000
用	41	241,800	267,600	294,000	319,300	362,500	402,500	445,500
	42	242,400	268,400	295,000	320,600	363,600	403,300	445,900
	43	243,000	269,200	296,000	321,900	364,800	404,100	446,300
	44	243,500	270,000	297,000	323,100	365,900	404,900	446,700
短	45	244,000	270,700	298,000	324,000	366,900	405,300	447,100
	46	244,600	271,500	299,200	325,200	367,700	405,900	447,500
	47	245,100	272,300	300,300	326,400	368,700	406,400	447,900
	48	245,500	273,100	301,400	327,600	369,800	406,800	448,200
時	49	245,900	273,800	302,500	328,700	370,800	407,200	448,500
	50	246,400	274,600	303,600	329,700	371,800	407,400	448,900
	51	246,900	275,300	304,700	330,700	372,800	407,700	449,200
	52	247,400	276,000	305,800	331,600	373,700	408,000	449,500
間	53	247,700	276,700	306,900	332,500	374,500	408,300	449,800
	54	248,000	277,400	308,000	333,500	375,300	408,600	
	55	248,300	278,100	309,100	334,500	376,200	408,900	
	56	248,600	278,800	310,200	335,400	377,000	409,200	
勤	57	248,900	279,500	311,200	335,900	377,500	409,400	
	58	249,200	280,200	312,200	336,800	378,300	409,700	
	59	249,500	280,900	313,200	337,500	379,100	410,000	
	60	249,800	281,500	314,200	338,400	379,900	410,300	
務	61	250,100	282,100	315,200	339,100	380,300	410,500	
	62	250,400	282,800	316,200	339,400	381,000	410,800	
	63	250,700	283,500	317,200	339,900	381,700	411,100	
	64	251,000	284,100	318,100	340,500	382,300	411,400	

職	65	251,300	284,700	319,000	341,100	382,700	411,600		
	66	251,600	285,400	319,800	341,800	383,200			
	67	251,900	286,100	320,500	342,500	383,800			
	68	252,200	286,700	321,200	343,100	384,400			
員	69	252,500	287,300	321,800	343,800	384,800			
	70	252,800	288,000	322,500	344,300	385,300			
	71	253,100	288,700	323,100	344,900	385,800			
	72	253,300	289,300	323,700	345,500	386,300			
以	73	253,500	289,900	324,300	345,800	386,900			
	74	253,800	290,400	324,500	346,400	387,400			
	75	254,100	290,800	325,000	346,900	388,000			
	76	254,300	291,200	325,500	347,400	388,600			
外	77	254,500	291,600	326,100	347,900	389,100			
	78	254,800	291,900	326,600	348,400	389,600			
	79	255,100	292,200	327,100	348,900	390,100			
	80	255,300	292,500	327,500	349,300	390,600			
の	81	255,500	292,800	328,100	349,600	390,900			
	82	255,800	293,100	328,600	349,900	391,400			
	83	256,100	293,400	329,000	350,100	391,800			
	84	256,300	293,700	329,500	350,400	392,200			
職	85	256,500	293,900	330,000	350,900	392,600			
	86		294,100	330,400	351,200				
	87		294,300	330,600	351,500				
	88		294,500	330,900	351,800				
員	89		294,900	331,300	352,200				
	90		295,100	331,700	352,500				
	91		295,300	332,000	352,800				
	92		295,500	332,300	353,100				
	93		295,900	332,600	353,500				
	94		296,100	332,800	353,800				
	95		296,300	333,200	354,100				
	96		296,600	333,500	354,400				
	97		296,900	333,700	354,700				
	98		297,100	334,000	355,100				
	99		297,300	334,300	355,500				
	100		297,600	334,600	355,900				
	101		297,900	334,800	356,400				
	102		298,100	335,100	356,800				
	103		298,300	335,400	357,200				
	104		298,600	335,600	357,600				
	105		298,900	335,800	358,100				
	106			336,000					
	107			336,400					
	108			336,600					

	109			336,800				
	110			337,200				
	111			337,600				
	112			338,000				
	113			338,200				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医 療 職 給 料 表 (3)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300	342,200
	2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500	343,900
	3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700	345,600
	4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800	347,300
	5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900	349,000
	6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000	350,700
	7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100	352,400
	8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200	354,000
	9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300	355,500
	10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300	357,200
	11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300	358,900
	12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300	360,600
	13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300	362,000
	14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500	363,700
	15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700	365,400
	16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900	367,100

定 年 前	17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000	368,900
	18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200	370,900
	19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300	372,900
	20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400	374,900
	21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500	376,600
	22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700	378,700
	23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800	380,800
	24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900	382,800
	25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000	384,700
	26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200	386,300
	27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300	388,100
	28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400	389,900
	29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500	391,600
	30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700	393,300
	31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800	395,200
	32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900	396,900
	33	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000	398,600
	34	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300	400,300
	35	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600	402,100
	36	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900	403,800
	37	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100	405,400
	38	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600	407,100
	39	261,500	279,400	301,400	321,700	354,100	408,900
	40	262,300	279,900	302,100	322,800	355,600	410,700
	41	263,100	280,300	302,900	323,900	356,800	412,200
	42	264,000	280,800	303,700	325,100	358,300	413,700
	43	264,800	281,300	304,500	326,200	359,700	415,200
	44	265,600	281,800	305,300	327,300	361,100	416,500
	45	266,400	282,300	306,000	328,100	362,500	417,600
	46	267,100	282,800	307,000	329,200	363,500	418,700
	47	267,800	283,300	308,000	330,300	364,900	419,800
	48	268,400	283,800	308,900	331,300	366,200	421,000
	49	269,000	284,300	309,800	332,300	367,500	422,300
	50	269,500	284,800	310,800	333,300	368,900	423,400
	51	270,000	285,300	311,800	334,300	370,200	424,600
	52	270,400	285,800	312,700	335,300	371,500	425,700
	53	270,800	286,300	313,600	336,500	373,000	426,900
	54	271,300	286,800	314,600	337,800	374,200	427,900
	55	271,800	287,300	315,600	339,000	375,300	429,000
	56	272,200	287,800	316,600	340,200	376,500	430,100
	57	272,600	288,300	317,400	341,100	377,600	431,100
	58	273,000	289,100	318,400	342,300	378,500	431,600
	59	273,400	289,900	319,400	343,400	379,500	432,200

再	60	273,800	290,600	320,300	344,700	380,400	432,600
	61	274,200	291,300	321,200	345,700	381,000	433,200
	62	274,600	292,200	322,200	346,600	381,800	433,700
	63	275,000	293,100	323,200	347,700	382,600	434,100
	64	275,400	293,900	324,100	348,900	383,400	434,600
任	65	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100	435,100
	66	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800	435,500
	67	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500	435,800
	68	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100	436,100
	69	277,400	298,000	329,300	354,400	386,700	436,500
用	70	277,900	298,900	330,400	355,400	387,300	
	71	278,400	299,800	331,500	356,500	388,000	
	72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600	
	73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300	
	74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800	
短	75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400	
	76	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900	
	77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300	
	78	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900	
	79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400	
時	80	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700	
	81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000	
	82	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500	
	83	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900	
	84	285,100	311,100	345,200	366,700	394,200	
間	85	285,600	311,900	346,100	367,300	394,500	
	86	286,100	312,900	347,100	367,800	395,000	
	87	286,600	313,900	348,000	368,300	395,500	
	88	287,100	314,900	349,000	368,800	395,900	
	89	287,600	315,800	349,900	369,200	396,200	
務	90	288,100	316,900	350,700	369,600	396,600	
	91	288,600	317,900	351,500	370,200	397,100	
	92	289,100	318,900	352,300	370,700	397,500	
	93	289,600	319,700	352,900	371,000	397,900	
	94	290,200	320,400	353,500	371,500		
職	95	290,800	321,100	354,100	371,900		
	96	291,400	321,700	354,700	372,200		
	97	292,000	322,200	355,100	372,800		
	98	292,500	322,500	355,500	373,300		
	99	293,000	323,100	356,000	373,800		
員	100	293,500	323,700	356,400	374,300		
	101	294,000	324,100	356,900	374,900		
	102	294,500	324,700	357,300	375,400		

以	103	295,000	325,300	357,800	375,900		
	104	295,400	325,800	358,200	376,300		
外	105	295,800	326,200	358,500	376,900		
	106	296,300	326,700	359,000	377,400		
	107	296,800	327,200	359,400	377,900		
	108	297,100	327,700	359,700	378,400		
の	109	297,300	328,100	360,100	379,000		
	110	297,600	328,500	360,600	379,400		
	111	297,800	328,800	361,100	379,900		
	112	298,100	329,100	361,600	380,400		
職	113	298,400	329,400	362,100	381,000		
	114	298,600	329,800	362,600	381,400		
	115	298,900	330,100	363,100	381,900		
	116	299,100	330,400	363,500	382,400		
員	117	299,400	330,600	363,900	383,000		
	118	299,700	330,900	364,300	383,400		
	119	300,000	331,200	364,800	383,900		
	120	300,300	331,400	365,300	384,400		
	121	300,600	331,600	365,700	385,000		
	122	301,000	331,900	366,200			
	123	301,300	332,200	366,700			
	124	301,600	332,500	367,200			
	125	301,800	332,700	367,500			
	126	302,000	333,000				
	127	302,300	333,400				
	128	302,700	333,600				
	129	302,900	333,800				
	130	303,200	334,000				
	131	303,600	334,400				
	132	304,000	334,600				
	133	304,200	334,900				
	134	304,500	335,300				
	135	304,800	335,700				
	136	305,100	336,100				
	137	305,300	336,400				
	138	305,600	336,800				
	139	305,900	337,200				
	140	306,200	337,600				
	141	306,400	337,900				
	142	306,800	338,300				
	143	307,200	338,600				
	144	307,500	339,000				
	145	307,700	339,300				

	146	307,900	339,700				
	147	308,200	340,100				
	148	308,600	340,500				
	149	308,800	340,800				
	150	309,000	341,200				
	151	309,300	341,600				
	152	309,600	342,000				
	153	310,000	342,300				
	154	310,200					
	155	310,400					
	156	310,700					
	157	311,000					
	158	311,300					
	159	311,600					
	160	311,900					
	161	312,300					
	162	312,600					
	163	312,900					
	164	313,200					
	165	313,600					
	166	313,900					
	167	314,200					
	168	314,500					
	169	314,900					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下この項及

び次項において「改正後の条例」という。）第20条第1項第1号及び第2号並びに別表第1から別表第3までの規定は令和6年4月1日から、改正後の条例第23条第2項及び第3項並びに第24条第2項第1号及び第2号の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月26日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第69号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																				
（給与に関する特例） 第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td>414,000</td></tr><tr><td>2</td><td>475,000</td></tr><tr><td>3</td><td>538,000</td></tr><tr><td>4</td><td>621,000</td></tr><tr><td>5</td><td>722,000</td></tr><tr><td>6</td><td>824,000</td></tr></table> 2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td>346,000</td></tr><tr><td>2</td><td>382,000</td></tr><tr><td>3</td><td>410,000</td></tr></table> 3～7 略 （給与条例の適用除外等） 第6条 職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号。以下「給与条例」という。）第8条から第11条まで、第14条、第14条の5、第17条、第18条、第19条の2、第19条の3、第20条及び第24条の規定は、第1号任期付研究員には、適用しない。	号給	給料月額		円	1	414,000	2	475,000	3	538,000	4	621,000	5	722,000	6	824,000	号給	給料月額		円	1	346,000	2	382,000	3	410,000	（給与に関する特例） 第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td>402,000</td></tr><tr><td>2</td><td>461,000</td></tr><tr><td>3</td><td>522,000</td></tr><tr><td>4</td><td>603,000</td></tr><tr><td>5</td><td>701,000</td></tr><tr><td>6</td><td>800,000</td></tr></table> 2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td>336,000</td></tr><tr><td>2</td><td>371,000</td></tr><tr><td>3</td><td>398,000</td></tr></table> 3～7 略 （給与条例の適用除外等） 第6条 職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号。以下「給与条例」という。）第8条から第9条まで、第10条、第11条、第14条、第14条の5、第17条、第18条、第19条の2、第19条の3、第20条及び第24条の規定は、第1号任期付研究員には、適用しない。	号給	給料月額		円	1	402,000	2	461,000	3	522,000	4	603,000	5	701,000	6	800,000	号給	給料月額		円	1	336,000	2	371,000	3	398,000
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	414,000																																																				
2	475,000																																																				
3	538,000																																																				
4	621,000																																																				
5	722,000																																																				
6	824,000																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	346,000																																																				
2	382,000																																																				
3	410,000																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	402,000																																																				
2	461,000																																																				
3	522,000																																																				
4	603,000																																																				
5	701,000																																																				
6	800,000																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	336,000																																																				
2	371,000																																																				
3	398,000																																																				

- 2 給与条例第8条から第11条まで、第14条、第14条の5、第19条の3、第20条及び第24条の規定は、第2号任期付研究員には、適用しない。
- 3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第19条の4第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年和歌山県条例第38号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、給与条例第19条の4第1項中「人事委員会規則で定める職員（）」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第23条第2項中「100分の127.5を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条第2項第1号及び第2号において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の107.5を乗じて得た額）」とあるのは「100分の175を乗じて得た額」とする。

- 2 給与条例第8条から第9条まで、第10条、第11条、第14条、第14条の5、第19条の3、第20条及び第24条の規定は、第2号任期付研究員には、適用しない。
- 3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第19条の4第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年和歌山県条例第38号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、給与条例第19条の4第1項中「人事委員会規則で定める職員（）」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第23条第2項中「100分の122.5を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の102.5を乗じて得た額）」とあるのは「100分の170を乗じて得た額」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下この項及び次項において「改正後の条例」という。）第5条第1項及び第2項の規定は令和6年4月1日から、改正後の条例第6条第3項の規定は同年12月1日から適用する。
- (給与の内払)
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- (人事委員会規則への委任)
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月26日

和歌山県知事 岸 本周 平

和歌山県条例第70号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(特定任期付職員の給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。		(特定任期付職員の給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	
号給	給料月額	号給	給料月額

	円
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

2～5 略

(特定任期付職員の給与条例等の適用除外等)
第9条 次に掲げる条例の規定は、特定任期付職員には適用しない。

- (1) 職員の給与条例第8条から第11条まで、第14条、第14条の5、第17条、第18条、第19条の2、第19条の3、第20条、第24条及び第24条の2の規定
- (2) 教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号。以下「教育職員の給与条例」という。)第8条から第10条の2まで、第14条、第14条の4から第15条の2まで、第15条の4、第16条の2、第17条、第18条の2、第20条及び第20条の2の規定
- (3) 警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号。以下「警察職員の給与条例」という。)第7条から第9条の2まで、第12条、第12条の4、第15条、第16条、第17条の2、第18条及び第22条の規定
- (4) 市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号。以下「市町村立学校職員の給与条例」という。)第10条から第12条の2まで、第16条、第16条の4から第17条の2まで、第17条の4、第18条の2、第19条の2、第19条の3及び第21条の2の規定

2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第14条の3、第19条の4第1項及び第23条第2項の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、職員の給与条例第14条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、職員の給与条例第19条の4第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。)」と、職員の給与条例第23条第2項中「100分の127.5を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項第1号及び第2号において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の107.5を乗じて得た額)」とあるのは「100分の175を乗じて得た額」とする。

3 特定任期付職員に対する教育職員の給与条例第3条第1項、第15条の6第1項及び第19条第2項の規定の適用については、教育職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、教育職員の給与条例第15条の6第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。)」と、教育職員の給与条例第19条第2項中「100分の127.5」とあるのは「

	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

2～5 略

(特定任期付職員の給与条例等の適用除外等)
第9条 次に掲げる条例の規定は、特定任期付職員には適用しない。

- (1) 職員の給与条例第8条から第9条まで、第10条、第11条、第14条、第14条の5、第17条、第18条、第19条の2、第19条の3、第20条、第24条及び第24条の2の規定
- (2) 教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号。以下「教育職員の給与条例」という。)第8条、第8条の3から第10条の2まで、第14条、第14条の4から第15条の2まで、第15条の4、第16条の2、第17条、第18条の2、第20条及び第20条の2の規定
- (3) 警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号。以下「警察職員の給与条例」という。)第7条から第8条まで、第9条、第9条の2、第12条、第12条の4、第15条、第16条、第17条の2、第18条及び第22条の規定
- (4) 市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号。以下「市町村立学校職員の給与条例」という。)第10条から第11条まで、第12条、第12条の2、第16条、第16条の4から第17条の2まで、第17条の4、第18条の2、第19条の2、第19条の3及び第21条の2の規定

2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第14条の3、第19条の4第1項及び第23条第2項の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、職員の給与条例第14条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、職員の給与条例第19条の4第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。)」と、職員の給与条例第23条第2項中「100分の122.5を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の102.5を乗じて得た額)」とあるのは「100分の170を乗じて得た額」とする。

3 特定任期付職員に対する教育職員の給与条例第3条第1項、第15条の6第1項及び第19条第2項の規定の適用については、教育職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、教育職員の給与条例第15条の6第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。)」と、教育職員の給与条例第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「

100分の175」とする。
4 特定任期付職員に対する警察職員の給与条例第3条第1項、第19条第1項及び第21条第2項の規定の適用については、警察職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、警察職員の給与条例第19条第1項中「人事委員会規則で定める警察官（）」とあるのは「人事委員会規則で定める警察官（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける警察官を含む。）」と、警察職員の給与条例第21条第2項中「100分の127.5を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官（第22条第2項第1号及び第2号において「特定幹部警察官」という。）にあつては、100分の107.5を乗じて得た額）」とあるのは「100分の175を乗じて得た額」とする。
5 略

100分の170」とする。
4 特定任期付職員に対する警察職員の給与条例第3条第1項、第19条第1項及び第21条第2項の規定の適用については、警察職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、警察職員の給与条例第19条第1項中「人事委員会規則で定める警察官（）」とあるのは「人事委員会規則で定める警察官（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける警察官を含む。）」と、警察職員の給与条例第21条第2項中「100分の122.5を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官（第22条第2項において「特定幹部警察官」という。）にあつては、100分の102.5を乗じて得た額）」とあるのは「100分の170を乗じて得た額」とする。
5 略

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下この項及び次項において「改正後の条例」という。）第7条第1項の規定は令和6年4月1日から、改正後の条例第9条第2項から第4項までの規定は同年12月1日から適用する。
- （給与の内払）
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- （人事委員会規則への委任）
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月26日

和歌山県知事 岸 本周 平

和歌山県条例第71号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年和歌山県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（期末手当） 第7条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその会計年度任用職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第7条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその会計年度任用職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略
3～5 略

(勤勉手当)
第7条の2 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3～5 略

別表（第4条関係）

業務の種別	基礎額	上限額
一般事務の補助業務	<u>183,500円</u>	<u>188,000円</u>
一般事務に関する業務	<u>183,500円</u>	<u>194,500円</u>
高度の知識及び経験等を要する一般事務に関する業務	<u>183,500円</u>	<u>210,600円</u>
相当高度の知識及び経験等を要する一般事務に関する業務	<u>183,500円</u>	<u>225,600円</u>
資格免許を要する業務及びそれに準ずる一般事務に関する業務	<u>225,600円</u>	<u>246,000円</u>
断続的な業務	<u>183,500円</u>	<u>183,500円</u>
医療業務	<u>240,600円</u>	<u>269,200円</u>
給料表適用教育職員が行う業務に準ずる業務	<u>241,900円</u>	<u>270,600円</u>

(1)～(4) 略
3～5 略

(勤勉手当)
第7条の2 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3～5 略

別表（第4条関係）

業務の種別	基礎額	上限額
一般事務の補助業務	<u>162,100円</u>	<u>166,600円</u>
一般事務に関する業務	<u>162,100円</u>	<u>170,900円</u>
高度の知識及び経験等を要する一般事務に関する業務	<u>162,100円</u>	<u>184,600円</u>
相当高度の知識及び経験等を要する一般事務に関する業務	<u>162,100円</u>	<u>202,400円</u>
資格免許を要する業務及びそれに準ずる一般事務に関する業務	<u>202,400円</u>	<u>228,900円</u>
断続的な業務	<u>162,100円</u>	<u>162,100円</u>
医療業務	<u>211,000円</u>	<u>245,700円</u>
給料表適用教育職員が行う業務に準ずる業務	<u>215,700円</u>	<u>249,700円</u>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下この項及び次項において「改正後の条例」という。）別表の規定は令和6年4月1日から、改正後の条例第7条第2項及び第7条の2第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

和歌山県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県条例第72号

和歌山県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成16年和歌山県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（電子情報処理組織による申請等） 第3条 略 2～4 略 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において証紙をもってすることその他の使用料又は手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該使用料又は手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもってすることができる。 6 略 （適用除外） 第7条 次の各号に掲げる手続等については、当該各号に定める規定は、適用しない。 (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則等で定めるもの 第3条から前条までの規定 (2) 申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項又は第4条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第3条及び第4条の規定 (3) 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第5条及び前条の規定	（電子情報処理組織による申請等） 第3条 略 2～4 略 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において証紙をもってすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもってすることができる。 6 略 （適用除外） 第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。 (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則等で定めるもの (2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県条例第73号

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（期末手当） 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の71.25</u>」とする。 4～6 略 （勤勉手当） 第20条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略	（期末手当） 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の68.75</u>」とする。 4～6 略 （勤勉手当） 第20条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

高等学校等教育職員給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	246,300	298,200	354,600	423,900
	2	202,200	247,800	300,000	356,000	425,700
	3	204,500	249,200	301,800	357,400	427,500
	4	206,700	250,600	303,600	358,800	429,100
	5	208,900	252,000	305,400	360,200	430,600
	6	211,200	253,200	307,200	361,500	432,100
	7	213,400	254,400	309,000	362,800	433,900
	8	215,600	255,600	310,700	364,100	435,700

定 年 前	9	217,800	257,000	312,400	365,300	437,400
	10	220,000	258,200	314,200	366,800	439,200
	11	222,200	259,500	316,000	368,300	441,100
	12	224,400	260,800	317,800	369,700	442,900
	13	226,600	262,100	319,700	371,000	444,600
	14	228,700	264,000	321,500	372,500	446,500
	15	230,800	265,800	323,300	374,000	448,300
	16	232,900	267,600	325,000	375,400	450,200
	17	235,000	269,300	326,600	376,800	451,900
	18	236,800	271,500	328,500	378,300	453,700
	19	238,500	273,700	330,400	379,700	455,500
	20	240,200	275,900	332,300	381,100	457,300
	21	241,900	278,100	334,100	382,500	458,900
	22	243,200	280,300	336,100	384,000	460,600
	23	244,500	282,500	337,900	385,500	462,500
	24	245,800	284,600	339,700	386,900	464,200
	25	247,000	286,600	341,400	388,200	465,900
	26	248,200	288,500	343,100	389,700	467,500
	27	249,400	290,400	344,700	391,200	469,000
	28	250,600	292,200	346,300	392,700	470,500
	29	251,700	294,000	347,900	394,100	472,000
	30	252,900	295,900	349,200	395,600	473,300
	31	254,100	297,700	350,400	397,100	474,600
	32	255,300	299,400	351,600	398,600	475,900
	33	256,400	301,100	352,900	400,000	477,100
	34	257,700	302,900	354,500	401,600	477,800
	35	259,000	304,600	356,100	403,200	478,500
	36	260,300	306,200	357,600	404,700	479,200
	37	261,700	307,800	359,100	405,900	479,800
	38	263,100	309,500	360,700	407,300	
	39	264,400	311,300	362,300	408,700	
	40	265,700	313,000	363,800	410,000	
	41	267,000	314,300	365,300	411,600	
	42	268,000	316,200	366,900	413,000	
	43	269,000	318,000	368,500	414,300	
	44	269,900	319,700	370,000	415,700	
	45	270,600	321,400	371,500	417,100	
	46	271,400	323,300	373,100	418,400	
	47	272,200	325,000	374,700	419,900	
	48	273,000	326,700	376,200	421,400	
	49	273,800	328,400	377,700	423,000	
	50	274,600	330,200	379,200	424,400	
	51	275,300	332,000	380,700	426,000	

再	52	276, 100	333, 700	382, 100	427, 500	
	53	276, 900	335, 400	383, 500	429, 200	
	54	277, 700	336, 700	385, 000	430, 700	
	55	278, 500	338, 000	386, 400	432, 300	
	56	279, 300	339, 300	387, 800	433, 900	
任	57	280, 000	340, 800	389, 300	435, 400	
	58	280, 600	342, 400	390, 900	436, 900	
	59	281, 400	343, 900	392, 500	438, 100	
	60	282, 300	345, 500	393, 900	439, 300	
用	61	283, 100	347, 000	395, 100	440, 500	
	62	283, 700	348, 600	396, 500	441, 800	
	63	284, 500	350, 200	397, 900	443, 000	
	64	285, 200	351, 700	399, 200	444, 200	
短	65	286, 200	353, 200	400, 400	445, 300	
	66	287, 000	354, 800	401, 600	446, 500	
	67	287, 800	356, 400	402, 900	447, 700	
	68	288, 500	357, 900	404, 200	448, 900	
時	69	289, 200	359, 400	405, 500	450, 100	
	70	290, 000	361, 000	406, 800	451, 300	
	71	290, 800	362, 600	408, 200	452, 500	
	72	291, 500	364, 100	409, 400	453, 700	
間	73	292, 200	365, 600	410, 600	454, 800	
	74	292, 900	367, 200	412, 000	455, 400	
	75	293, 600	368, 800	413, 400	455, 900	
	76	294, 200	370, 300	414, 700	456, 400	
勤	77	294, 800	371, 800	415, 900	456, 900	
	78	295, 500	373, 200	417, 100		
	79	296, 200	374, 600	418, 400		
	80	296, 800	375, 900	419, 800		
務	81	297, 400	377, 200	421, 100		
	82	298, 100	378, 600	422, 300		
	83	298, 800	380, 000	423, 300		
	84	299, 500	381, 300	424, 500		
職	85	300, 200	382, 400	425, 700		
	86	301, 000	383, 800	426, 800		
	87	301, 700	385, 100	428, 000		
	88	302, 400	386, 400	429, 000		
員	89	303, 100	387, 600	430, 100		
	90	304, 000	388, 900	431, 100		
	91	304, 800	390, 000	432, 100		
	92	305, 600	391, 200	433, 100		
	93	306, 100	392, 400	434, 000		
	94	306, 900	393, 500	434, 800		

以 外 の 職 員	95	307,700	394,700	435,600			
	96	308,500	395,900	436,400			
	97	309,200	397,300	437,100			
	98	310,000	398,300	437,500			
	99	310,800	399,300	437,900			
	100	311,500	400,300	438,300			
	101	312,300	401,200	438,700			
	102	313,200	402,200	439,000			
	103	314,100	403,300	439,300			
	104	314,900	404,400	439,500			
	105	315,500	405,100	439,800			
	106	316,300	406,000	440,100			
	107	317,100	406,900	440,400			
	108	317,900	407,800	440,600			
	109	318,600	408,600	440,800			
	110	319,000	409,400	441,100			
	111	319,400	410,200	441,400			
	112	319,900	411,000	441,600			
	113	320,400	411,600	441,800			
	114	320,800	412,300	442,100			
	115	321,300	413,000	442,400			
	116	321,700	413,700	442,600			
	117	322,200	414,300	442,800			
	118	322,700	414,800				
	119	323,100	415,200				
	120	323,600	415,500				
	121	324,100	415,800				
	122	324,500	416,100				
	123	325,000	416,400				
	124	325,500	416,600				
	125	326,100	416,800				
	126	326,400	417,100				
	127	326,700	417,400				
	128	327,000	417,600				
	129	327,200	417,800				
	130	327,500	418,100				
	131	327,800	418,400				
	132	328,000	418,600				
	133	328,200	418,800				
	134	328,400	419,100				
	135	328,600	419,400				
	136	328,900	419,600				
	137	329,200	419,800				

	138	329,400	420,100			
	139	329,700	420,400			
	140	330,000	420,600			
	141	330,200	420,800			
	142	330,400	421,100			
	143	330,700	421,400			
	144	330,900	421,600			
	145	331,200	421,800			
	146	331,400				
	147	331,700				
	148	332,000				
	149	332,200				
	150	332,400				
	151	332,700				
	152	333,000				
	153	333,200				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		238,500	279,100	308,200	336,600	421,900

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員の給料月額は、この表の額に 7,700 円をそれぞれ加算した額とする。

別表第 3（第 8 条関係）

中学校教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	220,700	298,200	323,900	413,600
	2	202,200	223,100	300,000	326,000	415,100
	3	204,500	225,500	301,800	328,100	416,600
	4	206,700	227,900	303,600	330,200	418,000

	5	208,900	230,300	305,400	332,200	419,300
	6	211,200	232,700	307,200	334,300	420,700
	7	213,400	235,100	309,000	336,400	422,100
	8	215,600	237,500	310,700	338,500	423,500
	9	217,800	239,900	312,400	340,500	424,900
	10	220,000	241,500	314,200	342,600	426,300
	11	222,200	243,100	316,000	344,700	427,700
	12	224,400	244,700	317,800	346,700	429,000
	13	226,600	246,300	319,700	348,700	430,300
	14	228,700	247,800	321,500	350,200	431,700
	15	230,800	249,200	323,300	351,700	433,100
	16	232,900	250,600	325,000	353,200	434,500
	17	235,000	252,000	326,600	354,600	435,700
	18	236,800	253,200	328,500	356,000	437,000
	19	238,500	254,400	330,400	357,400	438,200
	20	240,200	255,600	332,300	358,800	439,500
	21	241,900	257,000	334,100	360,200	440,600
	22	243,200	258,200	336,100	361,500	441,700
	23	244,500	259,500	337,900	362,800	442,900
	24	245,800	260,800	339,700	364,100	444,100
	25	247,000	262,100	341,400	365,300	445,400
	26	248,100	264,000	343,100	366,600	446,600
	27	249,200	265,800	344,700	367,800	447,600
	28	250,300	267,600	346,300	369,000	448,700
	29	251,500	269,300	347,900	370,200	449,900
	30	252,800	271,500	349,200	371,400	450,700
	31	254,000	273,700	350,400	372,600	451,500
	32	255,200	275,900	351,600	373,700	452,400
	33	256,300	278,100	352,900	374,800	453,300
	34	257,500	280,300	354,300	376,000	453,800
	35	258,700	282,500	355,700	377,200	454,300
	36	259,900	284,600	357,000	378,300	454,800
	37	261,100	286,600	358,300	379,400	455,300
	38	262,300	288,500	359,700	380,600	
	39	263,500	290,400	361,100	381,800	
	40	264,700	292,200	362,400	382,900	
	41	265,900	294,000	363,700	384,000	
	42	267,000	295,900	365,100	385,200	
	43	268,100	297,700	366,400	386,400	
	44	269,200	299,400	367,700	387,500	
定	45	270,200	301,100	369,000	388,600	
	46	271,000	302,900	370,200	389,800	
	47	271,800	304,600	371,400	391,000	
	48	272,600	306,200	372,600	392,200	

年	49	273,300	307,800	373,800	393,400
	50	274,100	309,500	375,000	394,700
	51	274,800	311,300	376,200	395,900
	52	275,500	313,000	377,400	397,100
前	53	276,300	314,300	378,500	398,300
	54	277,100	316,200	379,700	399,600
	55	277,900	318,000	380,900	400,600
	56	278,600	319,700	382,100	401,700
再	57	279,300	321,400	383,200	402,900
	58	280,100	323,300	384,500	404,100
	59	280,900	325,000	385,800	405,300
	60	281,600	326,700	387,000	406,500
任	61	282,200	328,400	387,900	407,600
	62	282,900	330,200	389,100	408,600
	63	283,600	332,000	390,100	409,900
	64	284,200	333,700	391,200	411,100
用	65	284,900	335,400	392,000	412,300
	66	285,600	336,700	393,100	413,400
	67	286,300	338,000	394,100	414,500
	68	287,000	339,300	395,100	415,600
短	69	287,700	340,800	396,200	416,600
	70	288,500	342,300	397,200	417,800
	71	289,200	343,800	398,300	419,000
	72	289,900	345,300	399,400	420,200
時	73	290,400	346,700	400,400	420,800
	74	291,100	348,200	401,500	421,600
	75	291,800	349,700	402,600	422,300
	76	292,400	351,200	403,600	422,800
間	77	293,000	352,600	404,500	423,100
	78	293,700	354,100	405,400	423,400
	79	294,300	355,600	406,400	423,800
	80	294,900	357,100	407,400	424,200
勤	81	295,500	358,500	408,200	424,500
	82	296,100	359,800	409,000	424,900
	83	296,700	361,100	409,700	425,200
	84	297,300	362,300	410,500	425,500
務	85	297,800	363,500	411,200	425,800
	86	298,300	364,700	411,800	426,200
	87	298,800	365,900	412,500	426,500
	88	299,300	367,000	413,200	426,800
職	89	299,700	368,100	413,800	427,100
	90	300,300	369,200	414,500	427,400
	91	300,800	370,300	415,000	427,700

員 以 外 の 職 員	92	301,300	371,400	415,600	427,900		
	93	301,600	372,500	416,000	428,100		
	94	302,100	373,700	416,400			
	95	302,600	374,800	416,700			
	96	303,000	375,900	417,000			
	97	303,400	376,900	417,200			
	98	303,900	377,900	417,500			
	99	304,400	378,800	417,800			
	100	304,800	379,700	418,000			
	101	305,200	380,500	418,200			
	102	305,600	381,500	418,500			
	103	306,000	382,400	418,800			
	104	306,300	383,300	419,000			
	105	306,500	384,100	419,200			
	106	306,800	385,000	419,500			
	107	307,100	385,900	419,800			
	108	307,300	386,800	420,000			
	109	307,500	387,600	420,200			
	110	307,700	388,600	420,500			
	111	308,000	389,500	420,800			
	112	308,300	390,400	421,000			
員	113	308,500	391,000	421,200			
	114	308,700	391,900	421,500			
	115	308,900	392,800	421,800			
	116	309,200	393,700	422,000			
	117	309,500	394,500	422,200			
	118	309,700	395,200				
	119	310,000	396,000				
	120	310,300	396,800				
	121	310,500	397,400				
	122	310,700	398,100				
	123	310,900	398,800				
	124	311,200	399,400				
	125	311,500	400,000				
	126		400,700				
	127		401,200				
	128		401,800				
	129		402,400				
	130		403,000				
	131		403,500				
	132		404,000				
	133		404,300				
	134		404,600				

	135		404,900			
	136		405,200			
	137		405,500			
	138		405,800			
	139		406,100			
	140		406,400			
	141		406,700			
	142		407,000			
	143		407,300			
	144		407,600			
	145		407,800			
	146		408,100			
	147		408,400			
	148		408,600			
	149		408,800			
	150		409,100			
	151		409,400			
	152		409,600			
	153		409,800			
	154		410,100			
	155		410,400			
	156		410,600			
	157		410,800			
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		229,700	276,000	303,400	330,000	411,900

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員の給料月額は、この表の額に 7,500 円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の教育職員の給与に関する条例（以下この項及び次項において「改正後の条例」という。）別表第 2 及び別表第 3 の規定は令和 6 年 4 月 1 日から、

改正後の条例第19条第2項及び第3項並びに第20条第2項第1号及び第2号の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月26日

和歌山県知事 岸 本周 平

和歌山県条例第74号

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第10条関係）

小学校、中学校等教育職員給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	220,700	298,200	323,900	413,600
	2	202,200	223,100	300,000	326,000	415,100
	3	204,500	225,500	301,800	328,100	416,600
	4	206,700	227,900	303,600	330,200	418,000
	5	208,900	230,300	305,400	332,200	419,300
	6	211,200	232,700	307,200	334,300	420,700
	7	213,400	235,100	309,000	336,400	422,100
	8	215,600	237,500	310,700	338,500	423,500
	9	217,800	239,900	312,400	340,500	424,900
	10	220,000	241,500	314,200	342,600	426,300
	11	222,200	243,100	316,000	344,700	427,700
	12	224,400	244,700	317,800	346,700	429,000
	13	226,600	246,300	319,700	348,700	430,300
	14	228,700	247,800	321,500	350,200	431,700
	15	230,800	249,200	323,300	351,700	433,100
	16	232,900	250,600	325,000	353,200	434,500
	17	235,000	252,000	326,600	354,600	435,700

	18	236, 800	253, 200	328, 500	356, 000	437, 000
	19	238, 500	254, 400	330, 400	357, 400	438, 200
	20	240, 200	255, 600	332, 300	358, 800	439, 500
	21	241, 900	257, 000	334, 100	360, 200	440, 600
	22	243, 200	258, 200	336, 100	361, 500	441, 700
	23	244, 500	259, 500	337, 900	362, 800	442, 900
	24	245, 800	260, 800	339, 700	364, 100	444, 100
	25	247, 000	262, 100	341, 400	365, 300	445, 400
	26	248, 100	264, 000	343, 100	366, 600	446, 600
	27	249, 200	265, 800	344, 700	367, 800	447, 600
	28	250, 300	267, 600	346, 300	369, 000	448, 700
	29	251, 500	269, 300	347, 900	370, 200	449, 900
	30	252, 800	271, 500	349, 200	371, 400	450, 700
	31	254, 000	273, 700	350, 400	372, 600	451, 500
	32	255, 200	275, 900	351, 600	373, 700	452, 400
	33	256, 300	278, 100	352, 900	374, 800	453, 300
	34	257, 500	280, 300	354, 300	376, 000	453, 800
	35	258, 700	282, 500	355, 700	377, 200	454, 300
	36	259, 900	284, 600	357, 000	378, 300	454, 800
	37	261, 100	286, 600	358, 300	379, 400	455, 300
	38	262, 300	288, 500	359, 700	380, 600	
	39	263, 500	290, 400	361, 100	381, 800	
	40	264, 700	292, 200	362, 400	382, 900	
	41	265, 900	294, 000	363, 700	384, 000	
	42	267, 000	295, 900	365, 100	385, 200	
	43	268, 100	297, 700	366, 400	386, 400	
	44	269, 200	299, 400	367, 700	387, 500	
定	45	270, 200	301, 100	369, 000	388, 600	
	46	271, 000	302, 900	370, 200	389, 800	
	47	271, 800	304, 600	371, 400	391, 000	
	48	272, 600	306, 200	372, 600	392, 200	
年	49	273, 300	307, 800	373, 800	393, 400	
	50	274, 100	309, 500	375, 000	394, 700	
	51	274, 800	311, 300	376, 200	395, 900	
	52	275, 500	313, 000	377, 400	397, 100	
前	53	276, 300	314, 300	378, 500	398, 300	
	54	277, 100	316, 200	379, 700	399, 600	
	55	277, 900	318, 000	380, 900	400, 600	
	56	278, 600	319, 700	382, 100	401, 700	
再	57	279, 300	321, 400	383, 200	402, 900	
	58	280, 100	323, 300	384, 500	404, 100	
	59	280, 900	325, 000	385, 800	405, 300	
	60	281, 600	326, 700	387, 000	406, 500	

任	61	282,200	328,400	387,900	407,600
	62	282,900	330,200	389,100	408,600
	63	283,600	332,000	390,100	409,900
	64	284,200	333,700	391,200	411,100
用	65	284,900	335,400	392,000	412,300
	66	285,600	336,700	393,100	413,400
	67	286,300	338,000	394,100	414,500
	68	287,000	339,300	395,100	415,600
短	69	287,700	340,800	396,200	416,600
	70	288,500	342,300	397,200	417,800
	71	289,200	343,800	398,300	419,000
	72	289,900	345,300	399,400	420,200
時	73	290,400	346,700	400,400	420,800
	74	291,100	348,200	401,500	421,600
	75	291,800	349,700	402,600	422,300
	76	292,400	351,200	403,600	422,800
間	77	293,000	352,600	404,500	423,100
	78	293,700	354,100	405,400	423,400
	79	294,300	355,600	406,400	423,800
	80	294,900	357,100	407,400	424,200
勤	81	295,500	358,500	408,200	424,500
	82	296,100	359,800	409,000	424,900
	83	296,700	361,100	409,700	425,200
	84	297,300	362,300	410,500	425,500
務	85	297,800	363,500	411,200	425,800
	86	298,300	364,700	411,800	426,200
	87	298,800	365,900	412,500	426,500
	88	299,300	367,000	413,200	426,800
職	89	299,700	368,100	413,800	427,100
	90	300,300	369,200	414,500	427,400
	91	300,800	370,300	415,000	427,700
	92	301,300	371,400	415,600	427,900
員	93	301,600	372,500	416,000	428,100
	94	302,100	373,700	416,400	
	95	302,600	374,800	416,700	
	96	303,000	375,900	417,000	
以	97	303,400	376,900	417,200	
	98	303,900	377,900	417,500	
	99	304,400	378,800	417,800	
	100	304,800	379,700	418,000	
外	101	305,200	380,500	418,200	
	102	305,600	381,500	418,500	
	103	306,000	382,400	418,800	
	104	306,300	383,300	419,000	

の	105	306,500	384,100	419,200			
	106	306,800	385,000	419,500			
	107	307,100	385,900	419,800			
	108	307,300	386,800	420,000			
職	109	307,500	387,600	420,200			
	110	307,700	388,600	420,500			
	111	308,000	389,500	420,800			
	112	308,300	390,400	421,000			
員	113	308,500	391,000	421,200			
	114	308,700	391,900	421,500			
	115	308,900	392,800	421,800			
	116	309,200	393,700	422,000			
	117	309,500	394,500	422,200			
	118	309,700	395,200				
	119	310,000	396,000				
	120	310,300	396,800				
	121	310,500	397,400				
	122	310,700	398,100				
	123	310,900	398,800				
	124	311,200	399,400				
	125	311,500	400,000				
	126		400,700				
	127		401,200				
	128		401,800				
	129		402,400				
	130		403,000				
	131		403,500				
	132		404,000				
	133		404,300				
	134		404,600				
	135		404,900				
	136		405,200				
	137		405,500				
	138		405,800				
	139		406,100				
	140		406,400				
	141		406,700				
	142		407,000				
	143		407,300				
	144		407,600				
	145		407,800				
	146		408,100				
	147		408,400				

	148		408,600			
	149		408,800			
	150		409,100			
	151		409,400			
	152		409,600			
	153		409,800			
	154		410,100			
	155		410,400			
	156		410,600			
	157		410,800			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		229,700	276,000	303,400	330,000	411,900

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第10条関係）

高等学校等教育職員給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	246,300	298,200	354,600	423,900
	2	202,200	247,800	300,000	356,000	425,700
	3	204,500	249,200	301,800	357,400	427,500
	4	206,700	250,600	303,600	358,800	429,100
	5	208,900	252,000	305,400	360,200	430,600
	6	211,200	253,200	307,200	361,500	432,100
	7	213,400	254,400	309,000	362,800	433,900
	8	215,600	255,600	310,700	364,100	435,700
	9	217,800	257,000	312,400	365,300	437,400
	10	220,000	258,200	314,200	366,800	439,200
	11	222,200	259,500	316,000	368,300	441,100

定 年 前	12	224,400	260,800	317,800	369,700	442,900
	13	226,600	262,100	319,700	371,000	444,600
	14	228,700	264,000	321,500	372,500	446,500
	15	230,800	265,800	323,300	374,000	448,300
	16	232,900	267,600	325,000	375,400	450,200
	17	235,000	269,300	326,600	376,800	451,900
	18	236,800	271,500	328,500	378,300	453,700
	19	238,500	273,700	330,400	379,700	455,500
	20	240,200	275,900	332,300	381,100	457,300
	21	241,900	278,100	334,100	382,500	458,900
	22	243,200	280,300	336,100	384,000	460,600
	23	244,500	282,500	337,900	385,500	462,500
	24	245,800	284,600	339,700	386,900	464,200
	25	247,000	286,600	341,400	388,200	465,900
	26	248,200	288,500	343,100	389,700	467,500
	27	249,400	290,400	344,700	391,200	469,000
	28	250,600	292,200	346,300	392,700	470,500
	29	251,700	294,000	347,900	394,100	472,000
	30	252,900	295,900	349,200	395,600	473,300
	31	254,100	297,700	350,400	397,100	474,600
	32	255,300	299,400	351,600	398,600	475,900
	33	256,400	301,100	352,900	400,000	477,100
	34	257,700	302,900	354,500	401,600	477,800
	35	259,000	304,600	356,100	403,200	478,500
	36	260,300	306,200	357,600	404,700	479,200
	37	261,700	307,800	359,100	405,900	479,800
	38	263,100	309,500	360,700	407,300	
	39	264,400	311,300	362,300	408,700	
	40	265,700	313,000	363,800	410,000	
	41	267,000	314,300	365,300	411,600	
	42	268,000	316,200	366,900	413,000	
	43	269,000	318,000	368,500	414,300	
	44	269,900	319,700	370,000	415,700	
	45	270,600	321,400	371,500	417,100	
	46	271,400	323,300	373,100	418,400	
	47	272,200	325,000	374,700	419,900	
	48	273,000	326,700	376,200	421,400	
	49	273,800	328,400	377,700	423,000	
	50	274,600	330,200	379,200	424,400	
	51	275,300	332,000	380,700	426,000	
	52	276,100	333,700	382,100	427,500	
	53	276,900	335,400	383,500	429,200	
	54	277,700	336,700	385,000	430,700	

再	55	278,500	338,000	386,400	432,300	
	56	279,300	339,300	387,800	433,900	
任	57	280,000	340,800	389,300	435,400	
	58	280,600	342,400	390,900	436,900	
	59	281,400	343,900	392,500	438,100	
	60	282,300	345,500	393,900	439,300	
	61	283,100	347,000	395,100	440,500	
用	62	283,700	348,600	396,500	441,800	
	63	284,500	350,200	397,900	443,000	
	64	285,200	351,700	399,200	444,200	
	65	286,200	353,200	400,400	445,300	
短	66	287,000	354,800	401,600	446,500	
	67	287,800	356,400	402,900	447,700	
	68	288,500	357,900	404,200	448,900	
	69	289,200	359,400	405,500	450,100	
時	70	290,000	361,000	406,800	451,300	
	71	290,800	362,600	408,200	452,500	
	72	291,500	364,100	409,400	453,700	
	73	292,200	365,600	410,600	454,800	
間	74	292,900	367,200	412,000	455,400	
	75	293,600	368,800	413,400	455,900	
	76	294,200	370,300	414,700	456,400	
	77	294,800	371,800	415,900	456,900	
勤	78	295,500	373,200	417,100		
	79	296,200	374,600	418,400		
	80	296,800	375,900	419,800		
	81	297,400	377,200	421,100		
務	82	298,100	378,600	422,300		
	83	298,800	380,000	423,300		
	84	299,500	381,300	424,500		
	85	300,200	382,400	425,700		
職	86	301,000	383,800	426,800		
	87	301,700	385,100	428,000		
	88	302,400	386,400	429,000		
	89	303,100	387,600	430,100		
員	90	304,000	388,900	431,100		
	91	304,800	390,000	432,100		
	92	305,600	391,200	433,100		
	93	306,100	392,400	434,000		
以	94	306,900	393,500	434,800		
	95	307,700	394,700	435,600		
	96	308,500	395,900	436,400		
	97	309,200	397,300	437,100		

外	98	310,000	398,300	437,500			
	99	310,800	399,300	437,900			
	100	311,500	400,300	438,300			
の	101	312,300	401,200	438,700			
	102	313,200	402,200	439,000			
	103	314,100	403,300	439,300			
	104	314,900	404,400	439,500			
職	105	315,500	405,100	439,800			
	106	316,300	406,000	440,100			
	107	317,100	406,900	440,400			
	108	317,900	407,800	440,600			
員	109	318,600	408,600	440,800			
	110	319,000	409,400	441,100			
	111	319,400	410,200	441,400			
	112	319,900	411,000	441,600			
	113	320,400	411,600	441,800			
	114	320,800	412,300	442,100			
	115	321,300	413,000	442,400			
	116	321,700	413,700	442,600			
	117	322,200	414,300	442,800			
	118	322,700	414,800				
	119	323,100	415,200				
	120	323,600	415,500				
	121	324,100	415,800				
	122	324,500	416,100				
	123	325,000	416,400				
	124	325,500	416,600				
	125	326,100	416,800				
	126	326,400	417,100				
	127	326,700	417,400				
	128	327,000	417,600				
	129	327,200	417,800				
	130	327,500	418,100				
	131	327,800	418,400				
	132	328,000	418,600				
	133	328,200	418,800				
	134	328,400	419,100				
	135	328,600	419,400				
	136	328,900	419,600				
	137	329,200	419,800				
	138	329,400	420,100				
	139	329,700	420,400				
	140	330,000	420,600				

	141	330,200	420,800			
	142	330,400	421,100			
	143	330,700	421,400			
	144	330,900	421,600			
	145	331,200	421,800			
	146	331,400				
	147	331,700				
	148	332,000				
	149	332,200				
	150	332,400				
	151	332,700				
	152	333,000				
	153	333,200				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		238,500	279,100	308,200	336,600	421,900

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3（第10条関係）

学校栄養職員給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500
	2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000
	3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500
	4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000
	5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500
	6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900
	7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300
	8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700

定 年 前 再 任 用 短 時	9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000
	10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400
	11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800
	12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200
	13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600
	14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200
	15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700
	16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200
	17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700
	18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300
	19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800
	20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300
	21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800
	22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400
	23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900
	24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400
	25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900
	26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500
	27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100
	28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600
	29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900
	30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400
	31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900
	32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400
	33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900
	34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400
	35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900
	36	238,000	263,500	288,900	313,400	355,300
	37	238,800	264,400	289,900	314,600	356,700
	38	239,600	265,200	291,000	315,700	358,300
	39	240,400	266,000	292,000	316,900	359,800
	40	241,200	266,800	293,000	318,100	361,300
	41	241,800	267,600	294,000	319,300	362,500
	42	242,400	268,400	295,000	320,600	363,600
	43	243,000	269,200	296,000	321,900	364,800
	44	243,500	270,000	297,000	323,100	365,900
	45	244,000	270,700	298,000	324,000	366,900
	46	244,600	271,500	299,200	325,200	367,700
	47	245,100	272,300	300,300	326,400	368,700
	48	245,500	273,100	301,400	327,600	369,800
	49	245,900	273,800	302,500	328,700	370,800
	50	246,400	274,600	303,600	329,700	371,800
	51	246,900	275,300	304,700	330,700	372,800

間	52	247,400	276,000	305,800	331,600	373,700
	53	247,700	276,700	306,900	332,500	374,500
	54	248,000	277,400	308,000	333,500	375,300
	55	248,300	278,100	309,100	334,500	376,200
	56	248,600	278,800	310,200	335,400	377,000
勤	57	248,900	279,500	311,200	335,900	377,500
	58	249,200	280,200	312,200	336,800	378,300
	59	249,500	280,900	313,200	337,500	379,100
	60	249,800	281,500	314,200	338,400	379,900
務	61	250,100	282,100	315,200	339,100	380,300
	62	250,400	282,800	316,200	339,400	381,000
	63	250,700	283,500	317,200	339,900	381,700
	64	251,000	284,100	318,100	340,500	382,300
職	65	251,300	284,700	319,000	341,100	382,700
	66	251,600	285,400	319,800	341,800	383,200
	67	251,900	286,100	320,500	342,500	383,800
	68	252,200	286,700	321,200	343,100	384,400
員	69	252,500	287,300	321,800	343,800	384,800
	70	252,800	288,000	322,500	344,300	385,300
	71	253,100	288,700	323,100	344,900	385,800
	72	253,300	289,300	323,700	345,500	386,300
以	73	253,500	289,900	324,300	345,800	386,900
	74	253,800	290,400	324,500	346,400	387,400
	75	254,100	290,800	325,000	346,900	388,000
	76	254,300	291,200	325,500	347,400	388,600
外	77	254,500	291,600	326,100	347,900	389,100
	78	254,800	291,900	326,600	348,400	389,600
	79	255,100	292,200	327,100	348,900	390,100
	80	255,300	292,500	327,500	349,300	390,600
の	81	255,500	292,800	328,100	349,600	390,900
	82	255,800	293,100	328,600	349,900	391,400
	83	256,100	293,400	329,000	350,100	391,800
	84	256,300	293,700	329,500	350,400	392,200
職	85	256,500	293,900	330,000	350,900	392,600
	86		294,100	330,400	351,200	
	87		294,300	330,600	351,500	
	88		294,500	330,900	351,800	
員	89		294,900	331,300	352,200	
	90		295,100	331,700	352,500	
	91		295,300	332,000	352,800	
	92		295,500	332,300	353,100	
	93		295,900	332,600	353,500	
	94		296,100	332,800	353,800	

	95		296, 300	333, 200	354, 100	
	96		296, 600	333, 500	354, 400	
	97		296, 900	333, 700	354, 700	
	98		297, 100	334, 000	355, 100	
	99		297, 300	334, 300	355, 500	
	100		297, 600	334, 600	355, 900	
	101		297, 900	334, 800	356, 400	
	102		298, 100	335, 100	356, 800	
	103		298, 300	335, 400	357, 200	
	104		298, 600	335, 600	357, 600	
	105		298, 900	335, 800	358, 100	
	106			336, 000		
	107			336, 400		
	108			336, 600		
	109			336, 800		
	110			337, 200		
	111			337, 600		
	112			338, 000		
	113			338, 200		
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		193, 000	219, 600	248, 100	261, 700	287, 300

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 2 この条例による改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合には、この条例による改正前の市町村立学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(教育委員会規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県条例第75号

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(期末手当) 第21条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官（第22条第2項第1号及び第2号において「特定幹部警察官」という。）にあっては、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該警察官の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務警察官に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第22条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該警察官に所属する次の各号に掲げる警察官の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の警察官のうち定年前再任用短時間勤務警察官以外の警察官 当該警察官の勤勉手当基礎額に当該警察官がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した警察官にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>（特定幹部警察官にあっては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の警察官のうち定年前再任用短時間勤務警察官 当該定年前再任用短時間勤務警察官の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>（特定幹部警察官にあっては、<u>100分の61.25</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 略	(期末手当) 第21条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官（第22条第2項第1号及び第2号において「特定幹部警察官」という。）にあっては、<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該警察官の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務警察官に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第22条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該警察官に所属する次の各号に掲げる警察官の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の警察官のうち定年前再任用短時間勤務警察官以外の警察官 当該警察官の勤勉手当基礎額に当該警察官がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した警察官にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>（特定幹部警察官にあっては、<u>100分の122.5</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の警察官のうち定年前再任用短時間勤務警察官 当該定年前再任用短時間勤務警察官の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>（特定幹部警察官にあっては、<u>100分の58.75</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 略

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第7条関係)

警 察 官 給 料 表

[illegible]

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定			円	円	円	円	円	円	円	円
	1		211,600	232,600	255,500	290,400	320,000	342,400	364,800	393,500
	2		214,000	234,800	257,500	291,700	321,700	344,100	366,500	395,300
	3		216,400	237,000	259,700	293,000	323,400	345,700	368,200	397,000
	4		218,800	239,200	261,900	294,200	325,100	347,300	369,900	398,700
	5		221,200	241,400	264,000	295,400	326,600	348,900	371,600	400,300
	6		223,600	243,400	265,300	296,400	328,000	350,000	373,200	401,800
	7		226,000	245,400	266,600	297,400	329,300	351,100	374,800	403,300
	8		228,200	247,200	267,900	298,300	330,600	352,200	376,400	404,800
	9		230,400	249,000	269,200	298,900	331,900	353,300	377,900	406,200
	10		232,500	250,700	270,500	299,600	333,400	355,000	379,500	407,800
	11		234,600	252,400	271,800	300,300	334,900	356,700	381,100	409,400
	12		236,600	253,800	273,100	301,000	336,400	358,300	382,600	410,900
	13		238,600	255,200	274,400	301,700	337,900	359,900	384,100	412,400
	14		240,600	257,000	275,600	302,400	339,300	361,600	385,800	414,500
	15		242,600	258,400	276,700	303,100	340,600	363,200	387,500	416,500
	16		244,200	259,900	278,200	303,700	341,900	364,800	389,200	418,600
	17		245,800	261,400	279,500	304,400	343,200	366,400	390,700	420,300
	18		247,300	262,600	280,800	305,200	344,800	368,000	392,300	421,900
	19		248,800	263,800	282,100	305,900	346,400	369,600	393,900	423,500
	20		250,300	264,900	283,300	306,700	348,000	371,200	395,500	425,000
	21		251,800	266,200	284,500	307,400	349,500	372,800	397,100	426,500
	22		253,400	267,400	285,100	308,200	351,100	374,400	398,700	428,100
	23		254,900	268,700	285,700	309,200	352,700	376,000	400,300	429,500
	24		256,400	270,000	286,300	310,100	354,200	377,600	401,900	430,900
	25		257,900	271,400	286,800	311,000	355,700	379,200	403,400	432,000
	26		259,100	272,800	287,400	312,300	357,300	380,800	405,400	433,400
	27		260,300	274,100	288,000	313,600	358,900	382,400	407,400	434,900
	28		261,500	275,400	288,500	314,900	360,400	384,000	409,400	436,400
	29		262,700	276,400	289,000	316,200	361,900	385,600	410,900	437,700
	30		264,000	277,700	289,600	317,700	363,500	387,200	412,600	439,400
	31		265,300	279,000	290,100	319,000	365,100	388,900	414,200	441,000
	32		266,600	280,200	290,600	320,100	366,700	390,600	415,900	442,600
	33		267,900	281,400	291,100	321,100	368,100	392,300	417,500	444,000
	34		269,400	282,000	291,700	322,300	369,800	394,300	419,000	445,700
	35		270,700	282,600	292,200	323,500	371,500	396,200	420,500	447,400
	36		272,100	283,200	292,700	324,600	373,100	398,100	421,900	449,000
	37		273,100	283,700	293,200	325,700	374,700	399,800	423,100	450,400
	38		274,400	284,300	293,800	326,900	376,300	401,200	424,600	451,100

年	39	275,700	284,900	294,400	328,100	377,900	402,400	426,100	451,800	480,500
	40	276,900	285,500	295,000	329,200	379,600	403,700	427,500	452,500	481,000
前	41	278,100	286,000	295,700	330,300	381,300	404,700	429,000	452,900	481,500
	42	278,700	286,600	296,400	331,500	383,300	405,800	430,300	453,400	481,900
	43	279,300	287,200	297,100	332,700	385,300	406,800	431,500	454,000	482,300
	44	279,900	287,700	297,800	333,900	387,300	407,800	432,700	454,600	482,700
	45	280,300	288,200	298,400	335,100	389,000	408,900	433,700	455,200	483,000
再	46	280,900	288,700	299,300	336,300	390,700	410,100	434,400	455,900	
	47	281,400	289,200	300,100	337,500	392,200	411,200	435,200	456,400	
	48	281,900	289,700	300,900	338,700	393,700	412,300	435,900	456,900	
	49	282,400	290,300	301,700	339,900	394,900	413,500	436,400	457,400	
任	50	283,000	290,800	302,800	341,200	395,900	414,300	436,800	457,700	
	51	283,500	291,400	303,900	342,400	396,900	415,100	437,200	458,000	
	52	284,000	292,000	304,900	343,600	397,900	415,700	437,500	458,400	
	53	284,500	292,600	305,900	344,800	399,000	416,200	437,800	458,800	
用	54	285,100	293,300	307,000	346,200	400,100	416,900	438,100	459,000	
	55	285,600	294,000	308,000	347,500	401,200	417,600	438,400	459,300	
	56	286,100	294,700	309,100	348,800	402,300	418,200	438,700	459,500	
	57	286,600	295,300	310,100	349,700	403,600	418,900	438,900	459,900	
短	58	287,100	296,200	311,200	351,000	404,400	419,300	439,200	460,100	
	59	287,600	297,000	312,300	352,200	405,200	419,900	439,500	460,300	
	60	288,100	297,800	313,400	353,400	405,800	420,500	439,800	460,500	
	61	288,600	298,600	314,400	354,600	406,300	420,900	440,100	460,900	
時	62	289,100	299,500	315,500	356,000	407,000	421,300	440,400		
	63	289,600	300,400	316,600	357,400	407,700	421,800	440,700		
	64	290,100	301,300	317,700	358,800	408,400	422,300	441,000		
	65	290,600	302,100	318,700	360,100	408,700	422,800	441,200		
間	66	291,100	303,000	319,800	361,600	409,400	423,400	441,500		
	67	291,600	303,800	320,900	363,100	410,100	423,800	441,800		
	68	292,100	304,600	322,000	364,500	410,600	424,200	442,100		
	69	292,600	305,500	323,000	365,700	411,000	424,600	442,300		
勤	70	293,100	306,400	324,200	367,100	411,400	424,900	442,600		
	71	293,600	307,300	325,400	368,400	411,900	425,200	442,900		
	72	294,100	308,200	326,600	369,800	412,400	425,500	443,100		
	73	294,600	309,000	327,300	370,900	412,900	425,800	443,300		
務	74	295,200	309,900	328,600	372,100	413,300	426,100	443,600		
	75	295,800	310,800	329,900	373,300	413,800	426,400	443,900		
	76	296,300	311,600	331,200	374,500	414,300	426,600	444,200		
	77	296,800	312,300	332,500	375,800	414,800	426,800	444,400		
警	78	297,400	313,200	333,900	377,000	415,300	427,100	444,700		
	79	298,000	314,100	335,300	378,200	415,900	427,400	445,000		
	80	298,600	315,100	336,700	379,300	416,400	427,600	445,300		
	81	299,200	316,000	338,000	380,400	416,800	427,800	445,500		

察	82	299,900	317,100	339,600	381,600	417,400	428,100	445,800			
	83	300,600	318,100	341,100	382,700	417,900	428,400	446,100			
	84	301,200	319,100	342,600	383,900	418,100	428,600	446,400			
官	85	301,800	320,000	344,000	385,000	418,400	428,800	446,600			
	86	302,500	321,000	345,500	385,600	418,900	429,100				
	87	303,200	322,000	347,000	386,100	419,200	429,400				
	88	303,900	323,000	348,400	386,600	419,500	429,600				
以	89	304,600	324,000	349,700	387,200	419,800	429,800				
	90	305,400	325,300	350,900	387,800	420,200	430,100				
	91	306,200	326,500	352,100	388,400	420,600	430,400				
	92	306,900	327,700	353,400	389,000	421,000	430,600				
外	93	307,400	328,900	354,700	389,300	421,300	430,800				
	94	308,300	330,200	356,200	389,800						
	95	309,200	331,400	357,700	390,300						
	96	310,000	332,600	359,100	390,800						
の	97	310,800	333,800	360,400	391,200						
	98	311,800	335,100	361,600	391,600						
	99	312,700	336,300	362,700	392,100						
	100	313,600	337,500	363,900	392,600						
警	101	314,500	338,900	365,000	393,000						
	102	315,500	339,800	366,100	393,500						
	103	316,500	340,800	367,200	394,000						
	104	317,400	341,900	368,300	394,500						
察	105	318,200	343,000	369,500	394,800						
	106	318,800	344,100	370,000	395,200						
	107	319,400	345,100	370,600	395,700						
	108	320,000	346,100	371,200	396,000						
官	109	320,500	347,300	371,800	396,300						
	110	321,000	348,300	372,300	396,800						
	111	321,400	349,300	372,700	397,300						
	112	321,900	350,200	373,200	397,800						
	113	322,700	351,100	373,600	398,100						
	114	323,400	352,000	374,000	398,600						
	115	324,100	353,000	374,500	399,100						
	116	324,700	354,000	375,000	399,600						
	117	325,300	355,000	375,400	399,900						
	118	326,000	355,400	375,900	400,400						
	119	326,700	356,000	376,500	400,900						
	120	327,500	356,600	377,000	401,400						
	121	328,100	356,900	377,200	401,800						
	122	328,400	357,300	377,700	402,300						
	123	328,900	357,700	378,200	402,700						
	124	329,400	358,100	378,600	403,200						

	125	329, 700	358, 500	379, 100	403, 600					
	126		358, 900	379, 600						
	127		359, 300	380, 100						
	128		359, 700	380, 600						
	129		360, 100	380, 900						
	130		360, 500	381, 400						
	131		360, 900	381, 900						
	132		361, 300	382, 400						
	133		361, 500	382, 700						
	134		362, 000	383, 200						
	135		362, 400	383, 600						
	136		362, 700	384, 000						
	137		363, 000	384, 300						
	138		363, 400	384, 800						
	139		363, 900	385, 300						
	140		364, 400	385, 800						
	141		364, 700	386, 100						
	142		365, 200							
	143		365, 700							
	144		366, 200							
	145		366, 500							
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 警 察 官		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		246, 200	258, 000	262, 200	293, 800	310, 600	324, 900	348, 600	384, 200	416, 200

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の警察職員の給与に関する条例（以下この項及び次項において「改正後の条例」という。）別表第 2 の規定は令和 6 年 4 月 1 日から、改正後の条例第 21 条第 2 項及び第 3 項並びに第 22 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定は同年 12 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の警察職員の給与に関する条例の規

定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月26日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第76号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第2 地方自治法その他の法令により標準が定められている手数料（第2条関係） 1～7 略 8 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務 (1) 法第20条第1項第1号から第3号までの処分 ア イに掲げる場合以外の場合 1件につき <u>2,300円</u> （法第20条第2項の規定の適用を受ける場合には、4,300円） イ 電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により当該処分の申請をする場合 1件につき <u>1,900円</u> （法第20条第2項の規定の適用を受ける場合には、3,900円） (2) 略 9～33 略 34 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務 (1) 運転免許関係事務				別表第2 地方自治法その他の法令により標準が定められている手数料（第2条関係） 1～7 略 8 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務 (1) 法第20条第1項第1号から第3号までの処分 1件につき <u>2,000円</u> （同条第2項の規定の適用を受ける場合には、4,000円） (2) 略 9～33 略 34 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務 (1) 運転免許関係事務			
手数料の種別（手数料を納めなければならない者）	区分	法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,650円</u>	手数料の種別（手数料を納めなければならない者）	区分	法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,550円</u>
		法第97条の2第1	1件につき <u>1,950円</u>			法第97条の2第1	1件につき <u>1,900円</u>

		項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 (道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下この項において「令」という。)第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等(法第101条第1項に規定する免許証等をいう。以下この項において同じ。))の有効期間の更新(以下この項において「免許証等の更新」という。)を受けることができなかった者に対する試験にあっては、750円)			項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 (道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下この項において「令」という。)第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、800円)	
		法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 1件につき3,900円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験(以下この項において「技能試験」という。)を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、6,900円)			法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 1件につき4,100円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、6,600円)	
	普通自動車免許に係る試験	法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 1件につき1,900円			法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 1件につき1,750円	
		法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 1件につき1,950円 (令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証			法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受 1件につき1,900円 (令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証	

	ける場合	等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、 <u>750円</u>)		ける場合	の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、 <u>800円</u>)	
	法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	1件につき <u>2,500円</u> (技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合に あつては、 <u>3,300円</u>)		法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	1件につき <u>2,550円</u> (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合に あつては、 <u>3,350円</u>)	
特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動車免許、普通自動車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験	法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,850円</u>		法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,750円</u>	
	法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,950円</u> (令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、 <u>750円</u>)		法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,900円</u> (令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、 <u>800円</u>)	
	法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	1件につき <u>2,800円</u> (技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合に あつては、 <u>4,550円</u>)		法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	1件につき <u>2,600円</u> (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合に あつては、 <u>4,050円</u>)	
小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,950円</u> (令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証		小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,900円</u> (令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証

			等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、 <u>750円</u>)				の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、 <u>800円</u>)
		法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	1件につき <u>1,600円</u>			法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	1件につき <u>1,500円</u>
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,800円</u>		大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,700円</u>
		法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,950円</u> (令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、 <u>750円</u>)			法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,900円</u> (令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、 <u>800円</u>)
		法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	1件につき <u>4,500円</u> (技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>7,450円</u>)			法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	1件につき <u>4,800円</u> (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>7,650円</u>)
	仮運転免許に係る試験	法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,800円</u>		仮運転免許に係る試験	法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,700円</u>
		法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,650円</u>			法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,550円</u>

		法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	1件につき 2,950円 (技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>4,700円</u>)			法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	1件につき 2,900円 (<u>法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>4,350円</u></u>)
検査手数料(法第89条第3項の規定による検査(以下この項において「検査」という。)を受けようとする者)	大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査		1件につき 3,950円 (公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>6,950円</u>)	検査手数料(法第89条第3項の規定による検査(以下この項において「検査」という。)を受けようとする者)	大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査		1件につき 3,900円 (公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>6,400円</u>)
	普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査		1件につき 3,850円 (公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>4,650円</u>)		普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査		1件につき 3,750円 (公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>4,550円</u>)
再試験手数料(法第100条の2第1項の規定による再試験を受けようとする者)	準中型自動車免許に係る再試験		1件につき 2,050円 (法第100条の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>5,050円</u>)	再試験手数料(法第100条の2第1項の規定による再試験を受けようとする者)	準中型自動車免許に係る再試験		1件につき 1,900円 (法第100条の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>4,400円</u>)
	普通自動車免許に係る再試験		1件につき 1,950円 (法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>2,750円</u>)		普通自動車免許に係る再試験		1件につき 1,750円 (法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>2,550円</u>)

			)			)
	大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験		1件につき 1,800円 (法第100条の2第2項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合は、 <u>3,550円</u>)		大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	1件につき 1,650円 (法第100条の2第2項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合は、 <u>3,100円</u>)
	原動機付自転車免許に係る再試験		1件につき <u>1,100円</u>		原動機付自転車免許に係る再試験	1件につき <u>1,000円</u>
免許証交付手数料 (法第92条第1項又は第95条の2第11項の規定による運転免許証(以下この項において「免許証」という。)の交付を受けようとする者)	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	法第92条第1項の規定による交付を受ける場合	1件につき 2,350円 (令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者であつて、法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたもの(以下この項において「特定試験免除者」という。))に対する交付にあつては、 <u>2,100円</u>) (日を同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許のうち2以上の種類の免許を受ける者(以下この項において「複数免許取得者」という。))に対する交付にあつては、 <u>2,150円</u> (特定試験免除者に対する交付	免許証交付手数料 (法第92条第1項の規定による運転免許証(以下この項において「免許証」という。)の交付を受けようとする者)	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	1件につき 2,050円 (令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者であつて、法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたものに對する交付にあつては、 <u>1,700円</u>) (法第92条第1項後段の規定により、1の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、 <u>2,050円</u> (令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることが

			にあつては、 1,900円) に、与え る免許1種 類ごとに20 0円を加え た額)			できなかつ た者であつ て、法第97 条の2第1 項第3号に 該当して同 項の規定の 適用を受け たものに対 する交付に あつては、 1,700円) に、当該他 の種類の免 許に係る事 項を記載す るごとに20 0円を加え た額)
		法第95条 の2第11 項の規定 による交 付を受ける 場合	1件につき 2,550円			
	仮運転免許に係る免 許証		1件につき 1,100円		仮運転免許に係る免 許証	1件につき 1,150円
免許証再 交付手数料(法第 94条第2 項の規定 による免 許証の再 交付を受 けようとする者)	第一種運転免許又は 第二種運転免許に係 る免許証		1件につき 2,600円	免許証再 交付手数料(法第 94条第2 項の規定 による免 許証の再 交付を受 けようとする者)	第一種運転免許又は 第二種運転免許に係 る免許証	1件につき 2,250円
	仮運転免許に係る免 許証		1件につき 1,050円		仮運転免許に係る免 許証	1件につき 1,150円
特定免許 情報記録 手数料(法第95条 の2第1 項の規定 による特 定免許情 報の記録 を申請し ようとする者)	法第95条 の2第3 項の規定 による特 定免許情 報の記録	法第95条 の2第6 項の規定 による申 出をする 場合	1件につき 1,550円 (特定試験 免除者に係 る記録にあ つては、1, 350円)(複数免許取 得者に係る 記録にあつ ては、1,35 0円(特定 試験免除者 に係る記録 にあつては 、1,150円)に、与え る免許1種 類ごとに20 0円を加え た額)			
		法第101 条の4の 2第2項 の規定に よる申出 (以下こ の項にお いて「更 新時不交	1件につき 800円			

		付申出」 という。 ）をする 場合				
		法第95条 の2第6 項の規定 による申 出及び更 新時不交 付申出の いずれを もしない 場合	1件につき 1,500円 （法第92条 第1項、第 95条の2第 11項若しく は第101条 の4の2第 1項の規定 による免許 証（仮運転 免許に係る ものを除く 。）の交付 又は法第94 条第2項の 規定による 免許証（仮 運転免許に 係るものを 除く。）の 再交付と同 時に記録を 受ける場合 にあっては 、100円）			
		法第95条の3の規定 により読み替えて適 用する法第92条第2 項の規定又は法第10 6条の4第2項の規 定による免許情報記 録（法第95条の2第 2項第1号に規定す る免許情報記録をい う。以下この項にお いて同じ。）の書換 え	1件につき 1,550円 （免許証（ 仮運転免許 に係るもの を除く。） 及び法第95 条の2第4 項に規定す る免許情報 記録個人番 号カードを 有する者（ 以下この項 において「 免許証・免 許情報記録 個人番号カ ード保有者 」という。 ）に係る書 換えにあつ ては100円 、複数免許 取得者（免 許証・免許 情報記録個 人番号カー ド保有者を 除く。）に 係る書換え にあっては 1,350円に 与える免許 1種類ごと に200円を 加えた額）			
免許証等 更新手数料	免許証の有効期間	法第101 条の2の	1件につき 2,750円	免許証更 新手数料	免許証の更新（法第 101条の2の2第1	1件につき 2,500円

料（法第101条第1項又は第101条の2第1項の規定による免許証等の有効期間の更新を受けようとする者）

の更新（同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。）

2第1項の規定による經由地公安委員会を経由して行う更新申請書の提出（以下この項において「經由申請」という。）をする場合

更新時不交付申出をする場合（經由申請をする場合を除く。）

經由申請及び更新時不交付申出のいずれもしない場合

免許情報記録の有効期間の更新（同時に免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。）

經由申請をする場合であって、法第101条の2の2第3項の規定による申出（以下この項において「經由地書換申出」という。）をするとき

經由申請をする場合であって、經由地書換申出をしないとき

經由申請をしない場合

免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新

經由申請をする場合であって、經由地書換申出をするとき

經由申請をする場合であって

1件につき
1,300円

1件につき
2,850円

1件につき
1,000円

1件につき
1,950円

1件につき
2,100円

1件につき
2,500円

1件につき
2,850円

（法第101条第1項又は法第101条の2第1項の規定による免許証の有効期間の更新を受けようとする者）

項の規定により免許証の有効期間の更新の申請をする場合を除く。）

免許証の更新（法第101条の2の2第1項の規定により免許証の更新の申請をする場合）

1件につき
2,550円

		て、經由地書換申出をしないとき				
		經由申請をしない場合	1 件につき 2,950円			
經由手数料（法第101条の2の2第1項又は第3項の規定による免許証等の有効期間の更新を受けようとする者）	經由地書換申出をする場合		1 件につき 1,700円	經由手数料（法第101条の2の2第1項の規定による免許証の有効期間の更新を受けようとする者）	1 件につき 550円	
	經由地書換申出をしない場合		1 件につき 750円			
略			略	略	略	
運転技能検査手数料（法第97条の2第1項第3号イ若しくはハ又は第101条の4第3項の規定による運転技能検査を受けようとする者）			1 件につき 3,650円	運転技能検査手数料（法第97条の2第1項第3号イ若しくはハ又は第101条の4第3項の規定による運転技能検査を受けようとする者）	1 件につき 3,550円	
審査手数料（法第91条又は第91条の2第2項の規定により運転することができる自動車及び一般原動機付自転車の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるため、公安委員会の審査を受けようとするもの）			1 件につき 1,350円 （公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 3,100円）	審査手数料（法第91条又は第91条の2第2項の規定により運転することができる自動車及び一般原動機付自転車の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるため、公安委員会の審査を受けようとするもの）	1 件につき 1,400円 （公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 2,850円）	
略			略	略	略	
技能検定	大型自動車免許、中		1 件につき	技能検定	大型自動車免許、中	1 件につき

員審査手数料(法第99条の2第4項第1号イの規定による審査(以下この項において「技能検定員審査」という。))を受けようとする者)	型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	23,750円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1件につき 19,800円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	1件につき 14,450円
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの(以下この項において「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。))	1件につき 22,200円
略		略
教習指導員審査手数料(法第99条の3第4項第1号イの規定による審査(以下この項において「教習指導員審査」という。))を受けようとする者)	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1件につき 15,100円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1件につき 12,000円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1件につき 9,950円
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの(以下この項において「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。))	1件につき 12,850円
国外運転免許証交付手数料(法第107条の7第1項の規定による国外運転免許証の交付を受けようとする者)		1件につき 2,250円
講習手数	法第108条の2第1	1時間につ
員審査手数料(法第99条の2第4項第1号イの規定による審査(以下この項において「技能検定員審査」という。))を受けようとする者)	型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	23,400円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1件につき 19,500円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	1件につき 14,700円
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの(以下この項において「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。))	1件につき 21,500円
略		略
教習指導員審査手数料(法第99条の3第4項第1号イの規定による審査(以下この項において「教習指導員審査」という。))を受けようとする者)	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1件につき 14,550円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1件につき 11,850円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1件につき 9,650円
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの(以下この項において「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。))	1件につき 12,450円
国外運転免許証交付手数料(法第107条の7第1項の規定による国外運転免許証の交付を受けようとする者)		1件につき 2,350円
講習手数	法第108条の2第1	1時間につ

料(法第108条の2第1項各号に掲げる講習を受けようとする者)	項第1号に掲げる講習	き 850円
	法第108条の2第1項第2号に掲げる講習	1時間につき 2,400円
	法第108条の2第1項第3号に掲げる講習	1時間につき 1,950円
	法第108条の2第1項第4号に掲げる講習	1時間につき 4,650円
	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習(準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。)	1時間につき 4,650円
	準中型自動車免許に係る講習(普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。)	1時間につき 3,800円
	普通自動車免許に係る講習	1時間につき 3,050円
	法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	1時間につき 4,300円
	大型自動車二輪車免許に係る講習	1時間につき 4,300円
	普通自動車二輪車免許に係る講習	1時間につき 4,200円
料(法第108条の2第1項各号に掲げる講習を受けようとする者)	法第108条の2第1項第6号に掲げる講習	1時間につき 1,750円
	法第108条の2第1項第7号に掲げる講習	1時間につき 3,200円
	法第108条の2第1項第8号に掲げる講習	1時間につき 1,850円
	法第108条の2第1項第9号に掲げる講習	1時間につき 900円

料(法第108条の2第1項各号に掲げる講習を受けようとする者)	項第1号に掲げる講習	き 750円
	法第108条の2第1項第2号に掲げる講習	1時間につき 2,350円
	法第108条の2第1項第3号に掲げる講習	1時間につき 1,950円
	法第108条の2第1項第4号に掲げる講習	1時間につき 4,450円
	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習(準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。)	1時間につき 4,450円
	準中型自動車免許に係る講習(普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。)	1時間につき 3,500円
	普通自動車免許に係る講習	1時間につき 2,800円
	法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	1時間につき 4,150円
	大型自動車二輪車免許に係る講習	1時間につき 4,150円
	普通自動車二輪車免許に係る講習	1時間につき 4,000円
料(法第108条の2第1項各号に掲げる講習を受けようとする者)	法第108条の2第1項第6号に掲げる講習	1時間につき 1,500円
	法第108条の2第1項第7号に掲げる講習	1時間につき 3,100円
	法第108条の2第1項第8号に掲げる講習	1時間につき 1,400円
	法第108条の2第1項第9号に掲げる講習	1時間につき 750円

法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	準中型自動車免許に係る講習	1時間につき 2,300円
	普通自動車免許に係る講習	1時間につき 2,150円
	大型自動車二輪車免許に係る講習	1時間につき 2,850円
	普通自動車二輪車免許に係る講習	1時間につき 2,700円
	原動機付自転車免許に係る講習	1時間につき 2,550円
法第108条の2第1項第11号に掲げる講習	法第95条の6第1項の表の備考1のロに規定する優良運転者に対する講習	1件につき 500円（公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習（以下この項において「オンライン講習」という。）にあっては、200円）
	法第95条の6第1項の表の備考1のハに規定する一般運転者に対する講習	1件につき 800円（オンライン講習にあっては、200円）
	法第95条の6第1項の表の備考1のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者（	1件につき 1,400円

法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	準中型自動車免許に係る講習	1時間につき 2,150円
	普通自動車免許に係る講習	1時間につき 2,050円
	大型自動車二輪車免許に係る講習	1時間につき 2,700円
	普通自動車二輪車免許に係る講習	1時間につき 2,550円
	原動機付自転車免許に係る講習	1時間につき 2,450円
法第108条の2第1項第11号に掲げる講習	法第92条の2第1項の表の備考1の2に規定する優良運転者に対する講習	1件につき 500円
	法第92条の2第1項の表の備考1の3に規定する一般運転者に対する講習	1件につき 800円
	法第92条の2第1項の表の備考1の4に規定する違反運転者等に対する講習	1件につき 1,350円（運転免許に係る講習に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）で定める令第

		国家公安委員会規則で定める令第33条の7第2項の基準に該当しない者をいう。以下この項において同じ。) でないものに対する講習					33条の7第2項の基準に該当しない者に対する講習にあつては、800円)
		法第95条の6第1項の表の備考1の二に規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者であるものに対する講習	1件につき 800円(オンライン講習にあつては、200円)				
法第108条の2第1項第12号に掲げる講習	法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許(以下「普通自動車対応免許」という。)を受けている者(法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。)に対する講習	1件につき 6,600円		法第108条の2第1項第12号に掲げる講習	法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許(以下「普通自動車対応免許」という。)を受けている者(法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。)に対する講習	1件につき 6,450円	
	普通自動車対応免許を受けている者(法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は法第101条の4第3項の規定の	1件につき 2,950円			普通自動車対応免許を受けている者(法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は法第101条の4第3項の規定の	1件につき 2,900円	

	適用を受ける者に限る。)又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習	
法第108条の2第1項第13号に掲げる講習	自動車等(これに準ずるものとして国家公安委員会規則で定める装置を含む。)を使用する指導(以下この項において「実車等指導」という。)を含む講習	1件につき 12,900円
	実車等指導を含まない講習	1件につき 9,350円
法第108条の2第1項第14号に掲げる講習		1時間につき 2,600円
法第108条の2第1項第15号に掲げる講習		1時間につき 2,100円
法第108条の2第1項第16号に掲げる講習		1時間につき 2,050円
通知手数料(法第108条の2第1項第10号、第13号又は第14号に掲げる講習を受けようとする者)		1件につき 1,000円
備考 略		

- (2) 技能検定員審査手数料の減額
技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、技能検定員審査手数料の額は、前号の表技

	適用を受ける者に限る。)又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習	
法第108条の2第1項第13号に掲げる講習		1件につき 12,500円 (当該講習が道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第38条第13項第2号の表第1号に掲げる講習方法に係るものである場合にあっては、9,050円)
法第108条の2第1項第14号に掲げる講習		1時間につき 2,250円
法第108条の2第1項第15号又は第16号に掲げる講習		1時間につき 2,000円
通知手数料(法第108条の2第1項第10号、第13号又は第14号に掲げる講習を受けようとする者)		1件につき 900円
備考 略		

- (2) 技能検定員審査手数料の減額
技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、技能検定員審査手数料の額は、前号の表技

技能検定員審査手数料の項の右欄の規定にかかわらず、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ前号の表技能検定員審査手数料の項の右欄に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区分	技能検定員 審査手数料 の額から減 ずる額
1 技能 検定員 として 必要な 自動車の 運転 技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>3,800円</u>
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>3,650円</u>
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>1,200円</u>
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>4,450円</u>
2 自動 車の運 転技能 に関する 観察 及び採 点の技 能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>6,350円</u>
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>6,250円</u>
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>1,900円</u>
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>7,750円</u>
略		
5 技能 検定の 実施に 関する 知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>2,600円</u>
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>1,850円</u>
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>2,550円</u>
6 自動 車の運 転技能 の評価 方法に 関する 知識	略	略
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>2,000円</u>
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>2,400円</u>
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>3,750円</u>
7 道路 運送法	大型自動車第二種免許等に係る技能検定	<u>2,600円</u>

技能検定員審査手数料の項の右欄の規定にかかわらず、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ前号の表技能検定員審査手数料の項の右欄に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区分	技能検定員 審査手数料 の額から減 ずる額
1 技能 検定員 として 必要な 自動車の 運転 技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>4,000円</u>
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>3,550円</u>
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>1,250円</u>
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>4,250円</u>
2 自動 車の運 転技能 に関する 観察 及び採 点の技 能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>6,700円</u>
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>6,100円</u>
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>2,100円</u>
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>7,400円</u>
略		
5 技能 検定の 実施に 関する 知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>2,350円</u>
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>1,900円</u>
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>2,650円</u>
6 自動 車の運 転技能 の評価 方法に 関する 知識	略	略
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>2,050円</u>
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>2,550円</u>
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>3,700円</u>
7 道路 運送法	大型自動車第二種免許等に係る技能検定	<u>2,550円</u>

(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第2条第1項に規定する自動車運転代行業務に関する法令についての知識	員審査		(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第2条第1項に規定する自動車運転代行業務に関する法令についての知識	員審査	
備考 1 技能検定員審査を受けようとする者が1の部及び2の部の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の部及び2の部の右欄に定めるところによるほか、前号の表技能検定員審査手数料の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については2,950円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,350円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については2,900円を減ずるものとする。 2 技能検定員審査を受けようとする者が3の部及び4の部の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の部及び4の部の右欄に定めるところによるほか、前号の表技能検定員審査手数料の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については550円を、普通自動車免許又は特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については350円を減ずるものとする。			備考 1 技能検定員審査を受けようとする者が1の部及び2の部の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の部及び2の部の右欄に定めるところによるほか、前号の表技能検定員審査手数料の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については2,350円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については2,900円を減ずるものとする。 2 技能検定員審査を受けようとする者が3の部及び4の部の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の部及び4の部の右欄に定めるところによるほか、前号の表技能検定員審査手数料の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については500円を、普通自動車免許又は特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については300円を減ずるものとする。		
(3) 教習指導員審査手数料の減額 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、教習指導員審査手数料の額は、第1号の表教習指導員審査手数料の項の右欄の規定にかかわらず、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ第1号の表教習指導員審査手数料の項の右欄に定める額から、次の			(3) 教習指導員審査手数料の減額 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、教習指導員審査手数料の額は、第1号の表教習指導員審査手数料の項の右欄の規定にかかわらず、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ第1号の表教習指導員審査手数料の項の右欄に定める額から、次の		

表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区分	教習指導員 審査手数料 の額から減 ずる額
1 教習 指導員 として 必要な 自動車の 運転 技能	大型自動車免許、中 型自動車免許又は準 中型自動車免許に係 る教習指導員審査	<u>3,800円</u>
	普通自動車免許に係 る教習指導員審査	<u>3,650円</u>
	特定第一種運転免許 に係る教習指導員審 査	<u>1,200円</u>
	大型自動車第二種免 許等に係る教習指導 員審査	<u>4,450円</u>
2 技能 教習に 必要な 教習の 技能	略	
	大型自動車第二種免 許等に係る教習指導 員審査	<u>2,100円</u>
略	略	
4 法第 108条 の28第 4項に 規定す る教則 の内容と なってい る事項 その他 自動車の 運転に 関する 知識	略	
	特定第一種運転免許 に係る教習指導員審 査	<u>1,350円</u>
5 自動 車教習 所に 関する 法令に ついて の知識	略	
	特定第一種運転免許 に係る教習指導員審 査	<u>1,350円</u>
6 教習 指導員 として 必要な 教育に ついて の知識	大型自動車免許、中 型自動車免許又は準 中型自動車免許に係 る教習指導員審査	<u>1,550円</u>
	略	
7 道路 運送法 第2条 第3項 に規定 する旅 客自動 車運送 事業及	大型自動車第二種免 許等に係る教習指導 員審査	<u>2,600円</u>

表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区分	教習指導員 審査手数料 の額から減 ずる額
1 教習 指導員 として 必要な 自動車の 運転 技能	大型自動車免許、中 型自動車免許又は準 中型自動車免許に係 る教習指導員審査	<u>4,000円</u>
	普通自動車免許に係 る教習指導員審査	<u>3,550円</u>
	特定第一種運転免許 に係る教習指導員審 査	<u>1,250円</u>
	大型自動車第二種免 許等に係る教習指導 員審査	<u>4,250円</u>
2 技能 教習に 必要な 教習の 技能	略	
	大型自動車第二種免 許等に係る教習指導 員審査	<u>2,050円</u>
略	略	
4 法第 108条 の28第 4項に 規定す る教則 の内容と なってい る事項 その他 自動車の 運転に 関する 知識	略	
	特定第一種運転免許 に係る教習指導員審 査	<u>1,300円</u>
5 自動 車教習 所に 関する 法令に ついて の知識	略	
	特定第一種運転免許 に係る教習指導員審 査	<u>1,300円</u>
6 教習 指導員 として 必要な 教育に ついて の知識	大型自動車免許、中 型自動車免許又は準 中型自動車免許に係 る教習指導員審査	<u>1,500円</u>
	略	
7 道路 運送法 第2条 第3項 に規定 する旅 客自動 車運送 事業及	大型自動車第二種免 許等に係る教習指導 員審査	<u>2,550円</u>

び自動車
運転代
行業の
業務の
適正化
に関する
法律第2
条第1項
に規定する
自動車
運転代
行業に
関する
法令に
ついて
の知識

備考

- 1 教習指導員審査を受けようとする者が1の部及び2の部の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の部及び2の部の右欄に定めるところによるほか、第1号の表教習指導員審査手数料の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については3,000円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については950円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,350円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については2,950円を減ずるものとする。
- 2 教習指導員審査を受けようとする者が4の部及び5の部の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、4の部及び5の部の右欄に定めるところによるほか、第1号の表教習指導員審査手数料の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については200円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については50円を減ずるものとする。

(4)～(6) 略

35 略

別表第3 別表第2に掲げる手数料以外の手数料(第2条関係)

1～3 略

4 保健・医療関係事務

(1) 試験及び免許等

ア～ク 略

ケ 大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年法律第124号。ケにおいて「法」という。)の施行に関する事務

(7) 法第5条第1項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者免許の申請に対する審査 1件につき 22,500円

(イ) 法第7条第3項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者免許証の再交付 1件につき 3,200円

(ウ) 法第6条第3項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者の登録事項の変更 1件につき 3,200円

コ 略

(2) 略

び自動車
運転代
行業の
業務の
適正化
に関する
法律第2
条第1項
に規定する
自動車
運転代
行業に
関する
法令に
ついて
の知識

備考

- 1 教習指導員審査を受けようとする者が1の部及び2の部の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の部及び2の部の右欄に定めるところによるほか、第1号の表教習指導員審査手数料の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については2,400円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については2,850円を減ずるものとする。
- 2 教習指導員審査を受けようとする者が4の部及び5の部の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、4の部及び5の部の右欄に定めるところによるほか、第1号の表教習指導員審査手数料の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、普通自動車免許又は特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については150円を減ずるものとする。

(4)～(6) 略

35 略

別表第3 別表第2に掲げる手数料以外の手数料(第2条関係)

1～3 略

4 保健・医療関係事務

(1) 試験及び免許等

ア～ク 略

ケ 大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年法律第124号。ケにおいて「法」という。)の施行に関する事務

(7) 法第5条第1項の規定に基づく大麻草採取栽培者免許の申請に対する審査 1件につき 6,700円

(イ) 法第7条第3項の規定に基づく大麻草採取栽培者免許証の再交付 1件につき 3,200円

(ウ) 法第6条第3項の規定に基づく大麻草採取栽培者の登録事項の変更 1件につき 3,200円

コ 略

(2) 略

- 5～12 略
13 土木関係事務
 (1)～(7) 略
 (8) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この号において「法」という。）の施行に関する事務
 ア 建築物に関する確認の申請に対する審査
 (7) 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請に対する審査の手数料の額は、確認1件につき、次のとおりとする。

床面積の合計	金額
30平方メートル以内のもの（構造計算書の添付を要しないもの）	11,000円
略	略
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの（構造計算書の添付を要しないもの）	17,000円
略	略
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの（構造計算書の添付を要しないもの）	23,000円
略	略
200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの（構造計算書の添付を要しないもの）	34,000円
200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの（構造計算書の添付を要するもの）	47,000円
300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	61,000円
略	

- (4) 略
(7) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に掲げる建築行為に係る建築物（同項第2号若しくは第3号に掲げる建築行為に係る建築物又は都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この号において「低炭素化法」という。）第10条第9項若しくは第54条第8項若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この号において「建築物省エネ法」という。）第30条第8項の規定に基づく適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる建築物を除く。）であり、かつ、建築物省エネ法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この号及び第15号において「建築物エネルギー消費性能適合性判定」という。）を受けないもの（以下この号において「仕様基準等適用住宅」という。）に係る確認申請の手数料の額は、確認1件につき、(7)に定める額に、

- 5～12 略
13 土木関係事務
 (1)～(7) 略
 (8) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この号において「法」という。）の施行に関する事務
 ア 建築物に関する確認の申請に対する審査
 (7) 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請に対する審査の手数料の額は、確認1件につき、次のとおりとする。

床面積の合計	金額
30平方メートル以内のもの（構造計算書の添付を要しないもの）	10,000円
略	略
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの（構造計算書の添付を要しないもの）	14,000円
略	略
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの（構造計算書の添付を要しないもの）	19,000円
略	略
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの（構造計算書の添付を要しないもの）	26,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの（構造計算書の添付を要するもの）	54,000円
略	

- (4) 略

次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加えて得た額とする。

用途区分	床面積の合計	金額
一戸建ての住宅	200平方メートル以内のもの	13,000円
	200平方メートルを超えるもの	15,000円
共同住宅等	300平方メートル以内のもの	24,000円
	300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	38,000円
	2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	60,000円
	5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	78,000円
	10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	163,000円
	25,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	299,000円
	50,000平方メートルを超えるもの	572,000円

備考
1 「一戸建ての住宅」とは、1棟の建築物からなる1戸の住宅をいう。
2 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

(エ) (イ) b に規定する計画の変更に伴い建築物のエネルギー消費性能に関する変更（軽微な変更を除く。）を行う建築物（仕様基準等適用住宅に限る。）に係る確認の申請に対する審査の手数料の額は、変更確認1件につき、(イ) に定める額（(イ) b で定める面積に応じた床面積の合計の区分による額に限る。）に、一戸建ての住宅（1棟の建築物からなる1戸の住宅をいう。以下この号、第12号及び第15号において同じ。）にあつては4,000円を、共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号、第12号及び第15号において同じ。）にあつては次の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額を加えて得た額とする。

床面積の合計	金額
300平方メートル以内のもの	8,000円
300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	14,000円
2,000平方メートルを超え、5,	22,000円

0.00平方メートル以内のもの	
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	31,000円
10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	65,000円
25,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	121,000円
50,000平方メートルを超えるもの	234,000円

(カ) 申請に係る建築物（仕様基準等適用住宅に限る。）が気候風土適応住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この号、第12号及び第15号において「基準省令」という。）第1条第1項第2号イただし書に規定する基準に適合する住宅をいう。第15号において同じ。）である場合の確認申請の手数料の額は、確認1件につき、(7)に定める額に、(ウ)又は(イ)に定める額の2分の1の額を加えて得た額とする。

イ 略
ウ

構造物に関する構造計算適合性判定
法第6条の3第1項又は第18条第5項に規定する構造計算適合性判定（ウにおいて「構造計算適合性判定」という。）の手数料の額は、判定1件につき、次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

略

エ 建築物に関する完了検査

(7) 法第7条第1項又は第18条第21項の規定に基づく完了検査の手数料の額は、完了検査1件につき、次の表に掲げるとおりとする。

略

(イ) 略

オ 建築物省エネ法第11条第1項に規定する特定建築行為（以下この号において「特定建築行為」という。）に係る建築物に関する完了検査

(7) 特定建築行為に係る建築物の完了検査の手数料

a 申請に係る建築物が基準省令第1条第2項に規定する住宅部分（以下この号、第12号及び第15号において「住宅部分」という。）を有するもの（同条第1項第1号に規定する非住宅部分（以下この号、第12号及び第15号において「非住宅部分」という。）を有する建築物を除く。）である場合

(a) 一戸建ての住宅を検査する場合の完了検査の手数料の額は、完了検査1件につき、エ(7)に定める額に、5,000円を加えて得た額とする。

(b) 共同住宅等を検査する場合の完了検査の手数料の額は、完了検査1件につき、エ(7)に定める額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

イ 略
ウ

構造物に関する構造計算適合性判定
法第6条の3第1項又は第18条第4項に規定する構造計算適合性判定（ウにおいて「構造計算適合性判定」という。）の手数料の額は、判定1件につき、次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

略

エ 建築物に関する完了検査

(7) 法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく完了検査の手数料の額は、完了検査1件につき、次の表に掲げるとおりとする。

略

(イ) 略

オ 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査

(7) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この号及び第12号において「建築物省エネ法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく同法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この号及び第15号において「建築物エネルギー消費性能適合性判定」という。）を受けた建築物（建築物省エネ法第25条第1項及び第35条第8項並びに都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第10条第9項及び第54条第8項の規定により適合判定通知書の交付を受けたとみなされる建築物を含む。以下この号において「適合判定建築物」という。）に係る法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく完了検査の手数料の額は、完了検査1件につき、エ(7)に定める額に、次の表に定める額を加えて得た額とする。

を加えて得た額とする。

床面積の合計	金額
300平方メートル以内のもの	10,000円
300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	21,000円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	46,000円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	83,000円
10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	134,000円
25,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	202,000円
50,000平方メートルを超えるもの	306,000円

- b 申請に係る建築物が非住宅部分を有するもの（住宅部分を有する建築物を除く。）である場合の完了検査の手数料の額は、完了検査1件につき、エ(ア)に定める額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加えて得た額とする。

床面積の合計	金額
300平方メートル以内のもの	10,000円
300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	17,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	28,000円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	83,000円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	132,000円
10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	166,000円
25,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	208,000円
50,000平方メートルを超えるもの	291,000円

- c 申請に係る建築物が住宅部分及び非住宅部分を有するものである場合
 (a) 一戸建ての住宅を検査する場合
 の完了検査の手数料の額は、完了検査1件につき、エ(ア)に定める額に、申請に係る建築物の住宅部分につき5,000円を、非住宅部分につきbの表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額を、加えて得た額とする。ただし、申請に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計が当該建築物の延べ面積の2分の1未満かつ50平方メートル以下の場合、エ(ア)に

床面積の合計	金額
1,000平方メートル以内のもの	17,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	28,000円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	83,000円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	132,000円
10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	166,000円
25,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	208,000円
50,000平方メートルを超えるもの	291,000円

定める額に5,000円を加えて得た額とする。 (b) 共同住宅等を検査する場合の完了検査の手数料の額は、完了検査1件につき、エ(7)に定める額に、申請に係る建築物の住宅部分につきa(b)の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額を、非住宅部分につきbの表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額を、加えて得た額とする。 (4) (7) a(b)の表の床面積の合計は、特定建築行為に係る部分（仕様基準等適用住宅に限る。）又は建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた部分の床面積について、(7) bの表の床面積の合計は、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた部分の床面積について、それぞれ算定する。	
カ	建築設備及び工作物に関する完了検査
(7)	法第87条の4において準用する法第7条第1項又は第18条第21項の規定に基づく完了検査 1件につき 19,000円
(4)	法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第1項又は第18条第21項の規定に基づく完了検査 1件につき 14,000円
キ	中間検査を受けた建築物に関する完了検査
(7)	法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についての法第7条第1項又は第18条第21項の規定に基づく完了検査の手数料の額は、完了検査1件につき、次の表に掲げるとおりとする。
略	
(4)	略
ク	特定建築行為に係る建築物（中間検査を受けたものに限る。）に関する完了検査
	法第7条の3第1項の特定工程に係る特定建築行為に係る建築物についての法第7条第1項又は第18条第21項の規定に基づく完了検査の手数料の額は、完了検査1件につき、キ(7)に定める額に、オ(7)に定める額を加えて得た額とする。
ケ	中間検査を受けた建築設備及び工作物に関する完了検査
(7)	法第7条の3第1項の特定工程に係る建築設備についての法第87条の4において準用する法第7条第1項又は第18条第21項の規定に基づく完了検査 1件につき 18,000円
(4)	法第7条の3第1項の特定工程に係る工作物についての法第88条第1項において準用する法第7条第1項又は第18条第21項の規定に基づく完了検査 1件につき 13,000円
コ	建築物に関する中間検査
定める額に5,000円を加えて得た額とする。 (b) 共同住宅等を検査する場合の完了検査の手数料の額は、完了検査1件につき、エ(7)に定める額に、申請に係る建築物の住宅部分につきa(b)の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額を、非住宅部分につきbの表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額を、加えて得た額とする。 (4) (7) a(b)の表の床面積の合計は、特定建築行為に係る部分（仕様基準等適用住宅に限る。）又は建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた部分の床面積について、(7) bの表の床面積の合計は、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた部分の床面積について、それぞれ算定する。	
(4)	(7)の表の床面積の合計は、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた部分の床面積について算定する。ただし、建築物の増築又は改築を行う場合であって、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この号、第12号及び第15号において「基準省令」という。）第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法に基づき、一次エネルギー消費量（基準省令第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。第15号において同じ。）を算定するときは、当該増築又は改築に係る部分の床面積について算定する。
カ	建築設備及び工作物に関する完了検査
(7)	法第87条の4において準用する法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく完了検査 1件につき 19,000円
(4)	法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく完了検査 1件につき 14,000円
キ	中間検査を受けた建築物に関する完了検査
(7)	法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についての法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく完了検査の手数料の額は、完了検査1件につき、次の表に掲げるとおりとする。
略	
(4)	略
ク	建築物エネルギー消費性能適合性判定及び中間検査を受けた建築物に関する完了検査
	法第7条の3第1項の特定工程に係る適合判定建築物についての法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく完了検査の手数料の額は、完了検査1件につき、キ(7)に定める額に、オ(7)に定める額を加えて得た額とする。
ケ	中間検査を受けた建築設備及び工作物に関する完了検査
(7)	法第7条の3第1項の特定工程に係る建築設備についての法第87条の4において準用する法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく完了検査 1件につき 18,000円
(4)	法第7条の3第1項の特定工程に係る工作物についての法第88条第1項において準用する法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく完了検査 1件につき 13,000円
コ	建築物に関する中間検査

法第7条の3第1項又は第18条第29項の規定に基づく中間検査の手数料の額は、中間検査1件につき、次の表のとおりとする。

中間検査を行う部分の床面積の合計	金額
30平方メートル以内のもの	<u>13,000円</u>
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	<u>17,000円</u>
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	<u>23,000円</u>
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	<u>34,000円</u>
略	

- サ 建築設備及び工作物に関する中間検査
 (7) 法第87条の4において準用する法第7条の3第1項又は第18条第29項の規定に基づく中間検査 1件につき 18,000円
 (イ) 法第88条第1項において準用する法第7条の3第1項又は第18条第29項の規定に基づく中間検査 1件につき 14,000円
 シ 略
 ス 建築物に関する計画の通知に対する審査
 (7) 法第18条第2項の規定に基づく計画の通知に対する審査の手数料の額は、計画1件につき、次の表のとおりとする。

床面積の合計	金額
30平方メートル以内のもの（構造計算書の添付を要しないもの）	<u>11,000円</u>
略	略
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの（構造計算書の添付を要しないもの）	<u>17,000円</u>
略	略
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの（構造計算書の添付を要しないもの）	<u>23,000円</u>
略	略
200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの（構造計算書の添付を要しないもの）	<u>34,000円</u>
200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの（構造計算書の添付を要するもの）	<u>47,000円</u>
300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	<u>61,000円</u>
略	

(イ) 略

法第7条の3第1項又は第18条第19項の規定に基づく中間検査の手数料の額は、中間検査1件につき、次の表のとおりとする。

中間検査を行う部分の床面積の合計	金額
30平方メートル以内のもの	<u>11,000円</u>
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	<u>14,000円</u>
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	<u>18,000円</u>
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	<u>28,000円</u>
略	

- サ 建築設備及び工作物に関する中間検査
 (7) 法第87条の4において準用する法第7条の3第1項又は第18条第19項の規定に基づく中間検査 1件につき 18,000円
 (イ) 法第88条第1項において準用する法第7条の3第1項又は第18条第19項の規定に基づく中間検査 1件につき 14,000円
 シ 略
 ス 建築物に関する計画の通知に対する審査
 (7) 法第18条第2項の規定に基づく計画の通知に対する審査の手数料の額は、計画1件につき、次の表のとおりとする。

床面積の合計	金額
30平方メートル以内のもの（構造計算書の添付を要しないもの）	<u>10,000円</u>
略	略
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの（構造計算書の添付を要しないもの）	<u>14,000円</u>
略	略
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの（構造計算書の添付を要しないもの）	<u>19,000円</u>
略	略
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの（構造計算書の添付を要しないもの）	<u>26,000円</u>
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの（構造計算書の添付を要するもの）	<u>54,000円</u>
略	

(イ) 略

(7) 仕様基準等適用住宅に係る計画の通知に対する審査の手数料の額は、計画1件につき、(7)に定める額に、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加えて得た額とする。

用途区分	床面積の合計	金額
一戸建ての住宅	200平方メートル以内のもの	13,000円
	200平方メートルを超えるもの	15,000円
共同住宅等	300平方メートル以内のもの	24,000円
	300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	38,000円
	2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	60,000円
	5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	78,000円
	10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	163,000円
	25,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	299,000円
	50,000平方メートルを超えるもの	572,000円

(エ) (イ) b に規定する計画の変更に伴い建築物のエネルギー消費性能に関する変更（軽微な変更を除く。）を行う建築物（仕様基準等適用住宅に限る。）に係る計画の通知に対する審査の手数料の額は、変更計画1件につき、(7)に定める額（(イ) b で定める面積に応じた床面積の合計の区分による額に限る。）に、一戸建ての住宅にあっては4,000円を、共同住宅等にあっては次の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額を、加えて得た額とする。

床面積の合計	金額
300平方メートル以内のもの	8,000円
300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	14,000円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	22,000円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	31,000円
10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	65,000円
25,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	121,000円

,000平方メートル以内のもの	
50,000平方メートルを超えるもの	234,000円

セ〜む 略
備考 略
(8)の2〜(8)の6 略
(8)の7 和歌山県建築基準法施行条例（平成13年和歌山県条例第23号）第17条の規定に基づく建築計画概要書等の写しの交付 1件につき 410円
(9)〜(11) 略
(12) 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この号において「法」という。）の施行に関する事務
ア 法第53条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査
(7) 法第54条第2項の規定に基づく申出がない場合
a 申請に係る建築物が住宅部分を有するもの（非住宅部分を有する建築物を除く。）である場合

(a) 一戸建ての住宅を認定する場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

方法の別	床面積の合計	金額
誘導仕様基準の評価の方法以外の方法（誘導仕様基準の評価の方法と当該方法以外の方法を併用する方法を除く。）	略	
誘導仕様基準の評価の方法と当該方法以外の方法を併用する方法	200平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	26,000円
	200平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	5,000円
	200平方メートル以上のもの（適合証の添付がない場合）	29,000円
	200平方メートル以上のもの（適合証の添付がある場合）	5,000円
略	略	
備考 略		

セ〜む 略
備考 略
(8)の2〜(8)の6 略
(8)の7 和歌山県建築基準法施行条例（平成13年和歌山県条例第23号）第17条の規定に基づく建築計画概要書等の写しの交付 1枚につき 10円
(9)〜(11) 略
(12) 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この号において「法」という。）の施行に関する事務
ア 法第53条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査
(7) 法第54条第2項の規定に基づく申出がない場合
a 申請に係る建築物が建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分（以下この号において「住宅部分」という。）を有するもの（同項に規定する非住宅部分（以下この号において「非住宅部分」という。）を有する建築物を除く。）である場合
(a) 一戸建ての住宅（1棟の建築物からなる1戸の住宅をいう。以下この号において同じ。）を認定する場合（(b)に規定する場合を除く。）の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

方法の別	床面積の合計	金額
誘導仕様基準の評価の方法以外の方法	略	
略	略	
備考 略		

(b) 共同住宅等を認定する場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

方法の別	床面積の合計	金額
誘導仕様基準の評価の方法以外の方法（誘導仕様基準の評価の方法と当該方法以外の方法を併用する方法を除く。）	略	
誘導仕様基準の評価の方法と当該方法以外の方法を併用する方法	300平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	53,000円
	300平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	10,000円
	300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	89,000円
	300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	21,000円
	2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	154,000円
	2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	46,000円
	5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	226,000円
	5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	83,000円
	10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの（	434,000円

(b) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号において同じ。）を認定する場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

方法の別	床面積の合計	金額
誘導仕様基準の評価の方法以外の方法	略	

	<u>適合証の添付がない場合)</u>	
	<u>10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合)</u>	<u>134,000円</u>
	<u>25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合)</u>	<u>756,000円</u>
	<u>25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合)</u>	<u>202,000円</u>
	<u>50,000平方メートル以上のもの（適合証の添付がない場合)</u>	<u>1,369,000円</u>
	<u>50,000平方メートル以上のもの（適合証の添付がある場合)</u>	<u>306,000円</u>
略	略	
備考 略		

b 申請に係る建築物が非住宅部分を有するもの（住宅部分を有する建築物を除く。）を認定する場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

方法の別	床面積の合計	金額
モデル建築物法以外の方法	略	
モデル建築物法	略	
備考 1 「モデル建物法」とは、基準省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準による方法をいう。 2 「適合証」とは、建築物省エネ法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、申請に係る建築物の法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合するものであることを証する書面をいう。		

c 略
(イ) 略
イ 法第55条第1項の規定に基づく変更の認定の申請に対する審査又は同項の軽微な変更に該当していることを証する書面

略	略
備考 略	

b 申請に係る建築物が非住宅部分を有するもの（住宅部分を有する建築物を除く。）を認定する場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

方法の別	床面積の合計	金額
モデル建築物法等以外の方法	略	
モデル建築物法等	略	
備考 1 「モデル建物法等」とは、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号） 1. 第1の1の1-2ただし書及び2の2-1ただし書に定める方法に該当するものをいう。 2 「適合証」とは、建築物省エネ法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、申請に係る建築物の法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合するものであることを証する書面をいう。		

c 略
(イ) 略
イ 法第55条第1項の規定に基づく変更の認定の申請に対する審査又は同項の軽微な変更に該当していることを証する書面

の交付の申請に対する審査の手数料の額は、申請に係る建築物につき、アの規定の例により算定した額の2分の1の額とする。この場合において、アの規定中「床面積の合計」とあるのは、「変更に係る部分の床面積の合計」とする。

- (13)・(14) 略
- (15) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この号において「法」という。）の施行に関する事務
 - ア 法第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査
 - (7) 申請に係る建築物が住宅部分を有するもの（非住宅部分を有する建築物を除く。）である場合
 - a 一戸建ての住宅を判定する場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

方法の別	床面積の合計	金額
仕様基準の評価の方法以外の方法（仕様基準の評価の方法と当該方法以外の方法を併用する方法を除く。）	200平方メートル未満のもの（仕様基準の評価の方法以外の方法による認定を受けていない場合）	35,000円
	200平方メートル未満のもの（仕様基準の評価の方法以外の方法による認定を受けている場合）	5,000円
	200平方メートル以上のもの（仕様基準の評価の方法以外の方法による認定を受けていない場合）	39,000円
	200平方メートル以上のもの（仕様基準の評価の方法以外の方法による認定を受けている場合）	5,000円

の交付の申請に対する審査

- (7) 申請に係る建築物の床面積の増加を伴わない変更の場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、アの規定の例による額とする。この場合において、アの規定中「床面積の合計」とあるのは、「変更に係る部分の床面積の2分の1に相当する床面積」とする。
- (i) 申請に係る建築物の床面積の増加を伴う変更（当該変更に係る部分に(7)の変更に該当するものを含むものを除く。）の場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、アの規定の例による額とする。この場合において、アの規定中「床面積の合計」とあるのは、「増加する床面積」とする。
- (vii) 申請に係る建築物の床面積の増加を伴う変更（当該変更に係る部分に(7)の変更に該当するものを含むものに限る。）の場合の手数料の額は、申請に係る建築物の床面積の増加を伴わない変更に係る部分の床面積につき、(7)に定める額に、申請に係る建築物の増加する床面積につき、(i)に定める額を加えて得た額とする。
- (13)・(14) 略
- (15) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この号において「法」という。）の施行に関する事務
 - ア 法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査

仕様基準 の評価の 方法と当 該方法以 外の方法 を併用す る方法	200平方メートル未 満のもの（仕様基準 の評価の方法と当該 方法以外の方法を併 用する方法による認 定を受けていない場 合）	26,000円
	200平方メートル未 満のもの（仕様基準 の評価の方法と当該 方法以外の方法を併 用する方法による認 定を受けている場 合）	5,000円
	200平方メートル以 上のもの（仕様基準 の評価の方法と当該 方法以外の方法を併 用する方法による認 定を受けていない場 合）	29,000円
	200平方メートル以 上のもの（仕様基準 の評価の方法と当該 方法以外の方法を併 用する方法による認 定を受けている場 合）	5,000円
仕様基準 の評価の 方法	200平方メートル未 満のもの（仕様基準 の評価の方法による 認定を受けていない 場合）	18,000円
	200平方メートル未 満のもの（仕様基準 の評価の方法による 認定を受けている場 合）	5,000円
	200平方メートル以 上のもの（仕様基準 の評価の方法による 認定を受けていない 場合）	19,000円
	200平方メートル以 上のもの（仕様基準 の評価の方法による 認定を受けている場 合）	5,000円

備考

- 1 「仕様基準の評価の方法」とは、基準
省令第1条第1項第2号イ②及び同号ロ
②の基準による方法をいう。
- 2 「仕様基準の評価の方法以外の方法に
よる認定」とは、法第29条第1項の規定
に基づく認定（同条第3項に規定する他
の建築物（以下この号において単に「他
の建築物」という。）に係るものに限る
。）であって、審査の方法が仕様基準の
評価の方法以外の方法であるものをいう
- 3 「仕様基準の評価の方法と当該方法以
外の方法を併用する方法による認定」と
は、法第29条第1項の規定に基づく認定
（他の建築物に係るものに限る。）であ

って、審査の方法が仕様基準の評価の方法と当該方法以外の方法を併用する方法であるものをいう。

- 4 「仕様基準の評価の方法による認定」とは、法第29条第1項の規定に基づく認定（他の建築物に係るものに限る。）であって、審査の方法が仕様基準の評価の方法であるものをいう。

- b 共同住宅等を判定する場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

方法の別	床面積の合計	金額
仕様基準の評価の方法以外の方法（仕様基準の評価の方法と当該方法以外の方法を併用する方法を除く。）	300平方メートル未満のもの（仕様基準の評価の方法以外の方法による認定を受けていない場合）	71,000円
	300平方メートル未満のもの（仕様基準の評価の方法以外の方法による認定を受けている場合）	10,000円
	300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの（仕様基準の評価の方法以外の方法による認定を受けていない場合）	119,000円
	300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの（仕様基準の評価の方法以外の方法による認定を受けている場合）	21,000円
	2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの（仕様基準の評価の方法以外の方法による認定を受けていない場合）	203,000円
	2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの（仕様基準の評価の方法以外の方法による認定を受けている場合）	46,000円
	5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの（仕様基準の評価の方法以外の方法による認定を受けていない場合）	291,000円
	5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの（	83,000円

	仕様基準の評価の方法以外の方法による認定を受けている場合)	
	10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの(仕様基準の評価の方法以外の方法による認定を受けていない場合)	572,000円
	10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの(仕様基準の評価の方法以外の方法による認定を受けている場合)	134,000円
	25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの(仕様基準の評価の方法以外の方法による認定を受けていない場合)	1,012,000円
	25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの(仕様基準の評価の方法以外の方法による認定を受けている場合)	202,000円
	50,000平方メートル以上のもの(仕様基準の評価の方法以外の方法による認定を受けていない場合)	1,860,000円
	50,000平方メートル以上のもの(仕様基準の評価の方法以外の方法による認定を受けている場合)	306,000円
仕様基準の評価の方法と当該方法以外の方法を併用する方法	300平方メートル未満のもの(仕様基準の評価の方法と当該方法以外の方法を併用する方法による認定を受けていない場合)	53,000円
	300平方メートル未満のもの(仕様基準の評価の方法と当該方法以外の方法を併用する方法による認定を受けている場合)	10,000円
	300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの(仕様基準の評価の方法と当該方法以外の方法を併用する方法による認定を受けてい	89,000円

ない場合)	
3,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの（仕様基準の評価の方法と当該方法以外の方法を併用する方法による認定を受けている場合）	<u>21,000円</u>
2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの（仕様基準の評価の方法と当該方法以外の方法を併用する方法による認定を受けていない場合）	<u>154,000円</u>
2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの（仕様基準の評価の方法と当該方法以外の方法を併用する方法による認定を受けている場合）	<u>46,000円</u>
5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの（仕様基準の評価の方法と当該方法以外の方法を併用する方法による認定を受けていない場合）	<u>226,000円</u>
5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの（仕様基準の評価の方法と当該方法以外の方法を併用する方法による認定を受けている場合）	<u>83,000円</u>
10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの（仕様基準の評価の方法と当該方法以外の方法を併用する方法による認定を受けていない場合）	<u>434,000円</u>
10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの（仕様基準の評価の方法と当該方法以外の方法を併用する方法による認定を受けている場合）	<u>134,000円</u>
25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの（仕様基準の評価の方法と当該方法以外の方法を併用する方法による認定を受けて	<u>756,000円</u>

	いない場合)	
	25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの（仕様基準の評価の方法と当該方法以外の方法を併用する方法による認定を受けている場合）	202,000円
	50,000平方メートル以上のもの（仕様基準の評価の方法と当該方法以外の方法を併用する方法による認定を受けていない場合）	1,369,000円
	50,000平方メートル以上のもの（仕様基準の評価の方法と当該方法以外の方法を併用する方法による認定を受けている場合）	306,000円
仕様基準の評価の方法	300平方メートル未満のもの（仕様基準の評価の方法による認定を受けていない場合）	34,000円
	300平方メートル未満のもの（仕様基準の評価の方法による認定を受けている場合）	10,000円
	300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの（仕様基準の評価の方法による認定を受けていない場合）	59,000円
	300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの（仕様基準の評価の方法による認定を受けている場合）	21,000円
	2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの（仕様基準の評価の方法による認定を受けていない場合）	107,000円
	2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの（仕様基準の評価の方法による認定を受けている場合）	46,000円
	5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの（仕様基準の評価の方法による認定を受け	161,000円

ていない場合)	
5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの（仕様基準の評価の方法による認定を受けている場合）	83,000円
10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの（仕様基準の評価の方法による認定を受けていない場合）	296,000円
10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの（仕様基準の評価の方法による認定を受けている場合）	134,000円
25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの（仕様基準の評価の方法による認定を受けていない場合）	501,000円
25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの（仕様基準の評価の方法による認定を受けている場合）	202,000円
50,000平方メートル以上のもの（仕様基準の評価の方法による認定を受けていない場合）	878,000円
50,000平方メートル以上のもの（仕様基準の評価の方法による認定を受けている場合）	306,000円

備考

- 1 「仕様基準の評価の方法」とは、基準省令第1条第2号イ②及び同号ロ②の基準による方法をいう。
- 2 「仕様基準の評価の方法以外の方法による認定」とは、法第29条第1項の規定に基づく認定（他の建築物に係るものに限る。）であって、審査の方法が仕様基準の評価の方法以外の方法であるものをいう。
- 3 「仕様基準の評価の方法と当該方法以外の方法を併用する方法による認定」とは、法第29条第1項の規定に基づく認定（他の建築物に係るものに限る。）であって、審査の方法が仕様基準の評価の方法と当該方法以外の方法を併用する方法であるものをいう。
- 4 「仕様基準の評価の方法による認定」とは、法第29条第1項の規定に基づく認定（他の建築物に係るものに限る。）であって、審査の方法が仕様基準の評価の方法であるものをいう。

- (イ) 申請に係る建築物が気候風土適応住宅である場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、(ア)の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の 2 分の 1 の額とする。
- (ウ) 申請に係る建築物が工場等（工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場、と畜場、汚水処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの又はこれらに類するものをいう。(エ)において同じ。）以外の建築物（住宅部分を有するものを除く。）である場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

略
備考
1 略
2 「モデル建物法以外の方法による認定」とは、法第29条第1項の規定に基づく認定（他の建築物に係るものに限る。）であって、審査の方法がモデル建物法以外の方法であるものをいう。
3 「モデル建物法による認定」とは、法第29条第1項の規定に基づく認定（他の建築物に係るものに限る。）であって、審査の方法がモデル建物法であるものをいう。

- (エ) 申請に係る建築物が工場等（住宅部分を有するものを除く。）である場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

略
備考
1 略
2 「モデル建物法以外の方法による認定」とは、法第29条第1項の規定に基づく認定（他の建築物に係るものに限る。）であって、審査の方法がモデル建物法以外の方法であるものをいう。
3 「モデル建物法による認定」とは、法第29条第1項の規定に基づく認定（他の建築物に係るものに限る。）であって、審査の方法がモデル建物法であるものをいう。

- (7) 申請しようとする建築物が工場等（工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場、と畜場、汚水処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの又はこれらに類するものをいう。(イ)において同じ。）以外の建築物である場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

略
備考
1 略
2 「モデル建物法以外の方法による認定」とは、法第34条第1項の規定に基づく認定（同条第3項に規定する他の建築物（以下この号において単に「他の建築物」という。）に係るものに限る。）であって、審査の方法がモデル建物法以外の方法であるものをいう。
3 「モデル建物法による認定」とは、法第34条第1項の規定に基づく認定（他の建築物に係るものに限る。）であって、審査の方法がモデル建物法であるものをいう。
4 床面積の合計は、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の増築又は改築を行う場合であって、基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法に基づき、一次エネルギー消費量の算定をするときは、当該増築又は改築に係る部分の床面積について算定する。

- (イ) 申請しようとする建築物が工場等である場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

略
備考
1 略
2 「モデル建物法以外の方法による認定」とは、法第34条第1項の規定に基づく認定（他の建築物に係るものに限る。）であって、審査の方法がモデル建物法以外の方法であるものをいう。
3 「モデル建物法による認定」とは、法第34条第1項の規定に基づく認定（他の建築物に係るものに限る。）であって、審査の方法がモデル建物法であるものをいう。
4 床面積の合計は、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の増築又は改築を行う場合であって、基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適

切に評価できる方法と認める方法に基づき、一次エネルギー消費量の算定をするときは、当該増築又は改築に係る部分の床面積について算定する。

(カ) 申請に係る建築物が住宅部分及び非住宅部分を有するものである場合

a 一戸建ての住宅を判定する場合の手数料の額は、申請に係る建築物の住宅部分につき、(ア) a の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額に、申請に係る建築物の非住宅部分につき、(イ)又は(ロ)の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じそれぞれこれらの表の右欄に定める額を加えて得た額とする。ただし、申請に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計が当該建築物の延べ面積の2分の1未満かつ50平方メートル以下の場合は、申請に係る建築物につき、(ア) a の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額とする。

b 共同住宅等を判定する場合の手数料の額は、申請に係る建築物の住宅部分につき、(ア) b の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額に、申請に係る建築物の非住宅部分につき、(イ)又は(ロ)の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じそれぞれこれらの表の右欄に定める額を加えて得た額とする。

イ 法第11条第2項若しくは第12条第3項の規定に基づく変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査又は法第11条第2項若しくは第12条第3項の軽微な変更該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査の手数料の額は、申請に係る建築物につき、アの規定の例により算定した額の2分の1の額とする。この場合において、アの規定中「床面積の合計」とあるのは、「変更に係る部分の床面積の合計」とする。

ウ 法第29条第1項の規定に基づく認定の申請（同項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この号において単に「建築物エネルギー消費性能向上計

イ 法第12条第2項後段若しくは法第13条第3項後段の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査又は法第12条第2項前段若しくは法第13条第3項前段の軽微な変更該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査

(ア) 申請に係る建築物の床面積の増加を伴わない変更の場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、アの規定の例による額とする。この場合において、アの規定中「床面積の合計」とあるのは、「変更に係る部分の床面積の2分の1に相当する床面積」とする。

(イ) 申請に係る建築物の床面積の増加を伴う変更（当該変更に係る部分に(ア)の変更該当するものを除く）の場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、アの規定の例による額とする。この場合において、アの規定中「床面積の合計」とあるのは、「増加する床面積」とする。

(ロ) 申請に係る建築物の床面積の増加を伴う変更（当該変更に係る部分に(ア)の変更該当するものを除く）の場合の手数料の額は、申請に係る建築物の床面積の増加を伴わない変更に係る部分の床面積につき、(ア)に定める額に、申請に係る建築物の増加する床面積につき、(イ)に定める額を加えて得た額とする。

ウ 法第34条第1項の規定に基づく認定の申請（同項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この号において単に「建築物エネルギー消費性能向上計

画」という。)に同条第 3 項各号に掲げる事項を記載していないものに限る。)に対する審査

(7) 法第30条第 2 項の規定に基づく申出がない場合

a 申請に係る建築物が住宅部分を有するもの（非住宅部分を有する建築物を除く。）である場合

(a) 一戸建ての住宅を認定する場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

方法の別	床面積の合計	金額
誘導仕様基準の評価の方法以外の方法（誘導仕様基準の評価の方法と当該方法以外の方法を併用する方法を除く。）	略	
誘導仕様基準の評価の方法と当該方法以外の方法を併用する方法	200平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	26,000円
	200平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	5,000円
	200平方メートル以上のもの（適合証の添付がない場合）	29,000円
	200平方メートル以上のもの（適合証の添付がある場合）	5,000円
略	略	
備考		
1 「適合証」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関が、申請に係る建築物の法第29条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第 1 項各号に掲げる基準に適合するものであることを証する書面をいう。		
2 略		

(b) 共同住宅等を認定する場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

画」という。)に同条第 3 項各号に掲げる事項を記載していないものに限る。)に対する審査

(7) 法第35条第 2 項の規定に基づく申出がない場合

a 申請に係る建築物が法第11条第 1 項に規定する住宅部分（以下この号において「住宅部分」という。）を有するもの（同項に規定する非住宅部分（以下この号において「非住宅部分」という。）を有する建築物を除く。）である場合

(a) 一戸建ての住宅（1 棟の建築物からなる 1 戸の住宅をいう。以下この号において同じ。）を認定する場合（(b)に規定する場合を除く。）の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

方法の別	床面積の合計	金額
誘導仕様基準の評価の方法以外の方法	略	
略	略	
備考		
1 「適合証」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関が、申請に係る建築物の法第34条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第 1 項各号に掲げる基準に適合するものであることを証する書面をいう。		
2 略		

(b) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号において同じ。）を認定する場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定

める額とする。

方法の別	床面積の合計	金額
誘導仕様基準の評価の方法以外の方法（誘導仕様基準の評価の方法と当該方法以外の方法を併用する方法を除く。）	略	
誘導仕様基準の評価の方法と当該方法以外の方法を併用する方法	300平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	53,000円
	300平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	10,000円
	300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	89,000円
	300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	21,000円
	2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	154,000円
	2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	46,000円
	5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	226,000円
	5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	83,000円
	10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	434,000円
	10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	134,000円

方法の別	床面積の合計	金額
誘導仕様基準の評価の方法以外の方法	略	

	<u>場合)</u>	
	<u>25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）</u>	<u>756,000円</u>
	<u>25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）</u>	<u>202,000円</u>
	<u>50,000平方メートル以上のもの（適合証の添付がない場合）</u>	<u>1,369,000円</u>
	<u>50,000平方メートル以上のもの（適合証の添付がある場合）</u>	<u>306,000円</u>
略	略	
備考		
1 「適合証」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、申請に係る建築物の法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合するものであることを証する書面をいう。		
2 略		

b 申請に係る建築物が非住宅部分を有するもの（住宅部分を有する建築物を除く。）である場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

略
備考
1 略
2 「適合証」とは法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、申請に係る建築物の法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合するものであることを証する書面をいう。

c 略

(イ) 法第30条第2項の規定に基づく申出がある場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、第8号ア(7)に定める額に、申請の内容に応じ、(7)に定める額を加えて得た額とする。

エ 法第29条第1項の規定に基づく認定の申請（建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項を記載しているものに限る。）に対する審査

(7) 法第30条第2項の規定に基づく申出がない場合の手数料の額は、申請に係る法第29条第1項の規定による認定の申請に係る建築物（以下この号において「申請建築物」という。）及び他の建築物の数が1につき、申請の内容に応じ、ウ(7)に定める額とする。

略	略
備考	
1 「適合証」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、申請に係る建築物の法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合するものであることを証する書面をいう。	
2 略	

b 申請に係る建築物が法第11条第1項に規定する非住宅部分を有するもの（住宅部分を有する建築物を除く。）である場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

略
備考
1 略
2 「適合証」とは法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、申請に係る建築物の法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合するものであることを証する書面をいう。

c 略

(イ) 法第35条第2項の規定に基づく申出がある場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、第8号ア(7)に定める額に、申請の内容に応じ、(7)に定める額を加えて得た額とする。

エ 法第34条第1項の規定に基づく認定の申請（建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項を記載しているものに限る。）に対する審査

(7) 法第35条第2項の規定に基づく申出がない場合の手数料の額は、申請に係る法第34条第1項の規定による認定の申請に係る建築物（以下この号において「申請建築物」という。）及び他の建築物の数が1につき、申請の内容に応じ、ウ(7)に定める額とする。

(イ) 法第30条第2項の規定に基づく申出がある場合の手数料の額は、申請建築物につきウ(イ)に定める額に、他の建築物の数が1につき、申請の内容に応じ、ウ(ア)に定める額を加えて得た額とする。

オ 法第31条第1項の規定に基づく変更の認定の申請（建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項を記載していないものに限る。）に対する審査又は同項の軽微な変更に応じ、ウ(イ)に定める額を加えて得た額とする。

カ 法第31条第1項の規定に基づく変更の認定の申請（建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項を記載していることを証する書面の交付の申請（建築物エネルギー消費性能向上計画に同項各号に掲げる事項を記載していないものに限る。）に対する審査の手数料の額は、申請に係る建築物につき、ウの規定の例により算定した額の2分の1の額とする。この場合において、ウの規定中「床面積の合計」とあるのは、「変更に係る部分の床面積の合計」とする。

カ 法第31条第1項の規定に基づく変更の認定の申請（建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項を記載しているものに限る。）に対する審査又は同項の軽微な変更に応じ、ウ(イ)に定める額を加えて得た額とする。

キ 法第41条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査

(ア) 申請に係る建築物が住宅部分を有するもの（非住宅部分を有する建築物を除く。）である場合

ア 一戸建ての住宅を認定する場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

(イ) 法第35条第2項の規定に基づく申出がある場合の手数料の額は、申請建築物につきウ(イ)に定める額に、他の建築物の数が1につき、申請の内容に応じ、ウ(ア)に定める額を加えて得た額とする。

オ 法第36条第1項の規定に基づく変更の認定の申請（建築物エネルギー消費性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項を記載していないものに限る。）に対する審査又は同項の軽微な変更に応じ、ウ(イ)に定める額を加えて得た額とする。

カ 法第36条第1項の規定に基づく変更の認定の申請（建築物エネルギー消費性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項を記載していることを証する書面の交付の申請（建築物エネルギー消費性能向上計画に同項各号に掲げる事項を記載していないものに限る。）に対する審査

(ア) 申請に係る建築物の床面積の増加を伴わない変更の場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、ウの規定の例による額とする。この場合において、ウの規定中「床面積の合計」とあるのは、「変更に係る部分の床面積の2分の1に相当する床面積」とする。

(イ) 申請に係る建築物の床面積の増加を伴う変更（当該変更に係る部分に(ア)の変更に応じ、ウ(イ)に定める額を加えて得た額とする。）の場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、ウの規定の例による額とする。この場合において、ウの規定中「床面積の合計」とあるのは、「増加する床面積」とする。

(ウ) 申請に係る建築物の床面積の増加を伴う変更（当該変更に係る部分に(ア)の変更に応じ、ウ(イ)に定める額を加えて得た額とする。）の場合の手数料の額は、申請に係る建築物の床面積の増加を伴わない変更に係る部分の床面積につき、(ア)に定める額に、申請に係る建築物の増加する床面積につき、(イ)に定める額を加えて得た額とする。

カ 法第36条第1項の規定に基づく変更の認定の申請（建築物エネルギー消費性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項を記載しているものに限る。）に対する審査又は同項の軽微な変更に応じ、ウ(イ)に定める額を加えて得た額とする。

キ 法第41条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査

(ア) 申請に係る建築物が住宅部分を有するもの（非住宅部分を有する建築物を除く。）である場合

ア 一戸建ての住宅を認定する場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

方法の別	床面積の合計	金額
モデル住宅法及び仕様基準の評価の	200平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	35,000円

方法以外の方法	200平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	5,000円
	200平方メートル以上のもの(適合証の添付がない場合)	39,000円
	200平方メートル以上のもの(適合証の添付がある場合)	5,000円
モデル住宅法	200平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	18,000円
	200平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	5,000円
	200平方メートル以上のもの(適合証の添付がない場合)	19,000円
	200平方メートル以上のもの(適合証の添付がある場合)	5,000円
仕様基準の評価の方法	200平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	18,000円
	200平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	5,000円
	200平方メートル以上のもの(適合証の添付がない場合)	19,000円
	200平方メートル以上のもの(適合証の添付がある場合)	5,000円

備考

- 1 「モデル住宅法」とは、基準省令第1条第1項第2号イ②(i)及び同号ロ②の基準による方法をいう。
- 2 「仕様基準の評価の方法」とは、基準省令第1条第1項第2号イ③及び同号ロ③の基準による方法をいう。
- 3 「適合証」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、申請に係る建築物が法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであることを証する書面をいう。

b 共同住宅等を認定する場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

方法の別	床面積の合計	金額
フロア入 方法及び 仕様基準 の評価の 方法以外 の方法	300平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	70,000円
	300平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	10,000円

添付がある場合)	
300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	118,000円
300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	21,000円
2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	200,000円
2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	46,000円
5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	287,000円
5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	82,000円
10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	565,000円
10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	132,000円
25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	999,000円
25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	200,000円
50,000平方メートル以上のもの(適合証の添付がない場合)	1,837,000円
50,000平方メートル以上のもの(適合証の添付がある場合)	303,000円
フロア入 方法	300平方メートル未満のもの(適合証の
	34,000円

添付がない場合)	
300平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	10,000円
300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	58,000円
300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	21,000円
2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	105,000円
2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	46,000円
5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	159,000円
5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	82,000円
10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	292,000円
10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	132,000円
25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	495,000円
25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	200,000円
50,000平方メートル以上のもの(適合証の添付がない場合)	867,000円
50,000平方メートル以上のもの(適合証の添付がある場合)	303,000円

	の添付がある場合)	
仕様基準 の評価の 方法	300平方メートル未 満のもの(適合証の 添付がない場合)	34,000円
	300平方メートル未 満のもの(適合証の 添付がある場合)	10,000円
	300平方メートル以 上、2,000平方メー トル未満のもの(適 合証の添付がない場 合)	58,000円
	300平方メートル以 上、2,000平方メー トル未満のもの(適 合証の添付がある場 合)	21,000円
	2,000平方メートル 以上、5,000平方メ ートル未満のもの(適 合証の添付がない場 合)	105,000円
	2,000平方メートル 以上、5,000平方メ ートル未満のもの(適 合証の添付がある場 合)	46,000円
	5,000平方メートル 以上、10,000平方メ ートル未満のもの(適 合証の添付がない場 合)	159,000円
	5,000平方メートル 以上、10,000平方メ ートル未満のもの(適 合証の添付がある場 合)	82,000円
	10,000平方メートル 以上、25,000平方メ ートル未満のもの(適 合証の添付がない場 合)	292,000円
	10,000平方メートル 以上、25,000平方メ ートル未満のもの(適 合証の添付がある場 合)	132,000円
	25,000平方メートル 以上、50,000平方メ ートル未満のもの(適 合証の添付がない場 合)	495,000円
	25,000平方メートル 以上、50,000平方メ ートル未満のもの(適 合証の添付がある場 合)	200,000円
	50,000平方メートル 以上のもの(適合証	867,000円

の添付がない場合)	
50,000平方メートル以上のもの(適合証の添付がある場合)	303,000円

備考

- 1 「フロア入力法」とは、基準省令第1条第1項第2号イ②(i)及び同号ロ②の基準による方法をいう。
- 2 「仕様基準の評価の方法」とは、基準省令第1条第1項第2号イ③及び同号ロ③の基準による方法をいう。
- 3 「適合証」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、申請に係る建築物が法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであることを証する書面をいう。

(イ) 申請に係る建築物が非住宅部分を有するもの(住宅部分を有する建築物を除く。)である場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

方法の別	床面積の合計	金額
モデル建築物法以外の方法	300平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	232,000円
	300平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	10,000円
	300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	295,000円
	300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	17,000円
	1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	376,000円
	1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	27,000円
	2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	536,000円
	2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	82,000円

5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	661,000円
5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	130,000円
10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	781,000円
10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	164,000円
25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	891,000円
25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	205,000円
50,000平方メートル以上のもの（適合証の添付がない場合）	1,111,000円
50,000平方メートル以上のもの（適合証の添付がある場合）	287,000円
300平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	89,000円
300平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	10,000円
300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	115,000円
300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	17,000円
1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	149,000円
1,000平方メートル	27,000円

以上、2,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	
2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	241,000円
2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	82,000円
5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	315,000円
5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	130,000円
10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	378,000円
10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	164,000円
25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	444,000円
25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	205,000円
50,000平方メートル以上のもの（適合証の添付がない場合）	575,000円
50,000平方メートル以上のもの（適合証の添付がある場合）	287,000円

備考

- 1 「モデル建物法」とは、基準省令第1条第1項第1号ロの基準による方法をいう。
- 2 「適合証」とは、法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、申請に係る建築物が法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであることを証する書面をいう。

(16)・(17) 略

14 略

15 防犯・交通関係事務

(1) 略

(2) 道路交通法(以下この号において「法」という。)の施行に関する事務

ア～ウ 略

エ 運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録(7) 法第105条の2第2項の規定に基づく運転経歴証明書の新規交付 1件につき 1,150円(4) 法第105条の2第5項の規定に基づく運転経歴証明書の再交付 1件につき 1,150円(7) 法第105条の2第4項の規定に基づく運転経歴情報の記録 1件につき 900円(運転経歴証明書の新規交付又は再交付と同時に記録を受ける場合にあっては、100円)

オ 道路交通法施行令第37条の6の2第1号に規定する法第108条の2第2項の規定による講習であって、普通自動車対応免許を受けている者(法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。)に対して行うもの 1件につき 6,600円(普通自動車対応免許を受けている者(法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。)又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対して行うものである場合にあっては、2,950円)

カ 認知機能検査員講習 1件につき 1,400円(自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修若しくは高齢者講習指導員研修(いずれも法第108条の2第1項第12号に係るものに限る。))又は警察庁が指定する認知機能検査の導入に伴う補充講習若しくは高齢者講習指導員に対する伝達補充講習を終了した者に対する講習にあっては、1,150円)

(3)～(6) 略

16～20 略

(7) 申請に係る建築物が住宅部分及び非住宅部分を有するものである場合

a 一戸建ての住宅を認定する場合の手数料の額は、申請に係る建築物の住宅部分につき、(7) aの表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、申請に係る建築物の非住宅部分につき、(4)の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加えて得た額とする。

b 共同住宅等を認定する場合の手数料の額は、申請に係る建築物の住宅部分につき、(7) bの表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、申請に係る建築物の非住宅部分につき、(4)の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加えて得た額とする。

(16)・(17) 略

14 略

15 防犯・交通関係事務

(1) 略

(2) 道路交通法(以下この号において「法」という。)の施行に関する事務

ア～ウ 略

エ 運転経歴証明書(7) 法第104条の4第6項の規定に基づく新規交付 1件につき 1,100円(4) 法第104条の4第7項の規定に基づく再交付 1件につき 1,100円

オ 道路交通法施行令第37条の6の2第1号に規定する法第108条の2第2項の規定による講習であって、普通自動車対応免許を受けている者(法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。)に対して行うもの 1件につき 6,450円(普通自動車対応免許を受けている者(法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。))又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対して行うものである場合にあっては、2,900円)

カ 認知機能検査員講習 1件につき 1,450円(自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修若しくは高齢者講習指導員研修(いずれも法第108条の2第1項第12号に係るものに限る。))又は警察庁が指定する認知機能検査の導入に伴う補充講習若しくは高齢者講習指導員に対する伝達補充講習を終了した者に対する講習にあっては、1,200円)

(3)～(6) 略

16～20 略

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第 3 第 4 項第 1 号ケの改正規定 令和 7 年 3 月 1 日

- (2) 別表第 3 第 13 項第 8 号、第 8 号の 7、第 12 号及び第 15 号の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の和歌山県使用料及び手数料条例別表第 2 第 8 項の規定は、この条例の施行の日以後にされる一般旅券に関する申請に係る手数料について適用し、同日前にされた一般旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 84 号）附則第 7 条の規定により同法第 2 条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和 23 年法律第 124 号）第 5 条第 1 項の免許の申請が行われる場合における当該申請に対する審査の手数料については、附則第 1 項第 1 号に掲げる規定による改正後の和歌山県使用料及び手数料条例の規定の例による。